

平成15年

街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止する
ための総合対策の推進に関する
総合評価経過報告書

平成16年8月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

国家公安委員会及び警察庁は、「街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進」について、平成 15 年から 17 年までの 3 年間で、総合評価方式による政策評価を実施することとしている。

国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画においては、総合評価方式の評価に 2 年以上の期間を要する施策であって、当該期間が経過していないものについては、必要に応じて、評価の経過を記載した経過報告書を作成するものとされている。「街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進」に関する評価については、その重要性にかんがみ、各施策の推進状況を確認するとともに、必要に応じて施策の実施方法等の改善を図ることが適当であることから、今回、平成 15 年末までの推進状況を対象として経過報告書を作成することとした。

今回の報告書は、「街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進」について、主として平成 15 年中の推進状況を重点的に考察し、対策の効果や問題点について把握することを主眼としている。

なお、本報告書の作成に当たっては、警察庁政策評価研究会から、報告書の記載内容や記載方法等に関して御意見を頂いている。

(目次)

第1章 「街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進」について	1
第2章 経過報告	5
総論 街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進	6
第1 街頭活動を強化するための執行体制の確保 犯罪多発時間帯・多発地域における執行力の強化	12
第2 街頭犯罪・侵入犯罪の検挙活動の強化	14
1 街頭犯罪・侵入犯罪の検挙活動の強化(総論)	
2 街頭犯罪・侵入犯罪の現場における検挙活動の推進	
3 捜査活動の充実強化	
第3 非行集団に対する取締りの強化、解体補導及び立直り対策の推進強化	19
1 非行集団対策に係る各部門間の連携の強化	
2 非行集団及びその予備軍となる非行少年の取締りの推進	
3 非行集団への加入阻止、離脱対策及び立直り対策の推進	
4 非行集団の実態や警察の取組みに関する情報の発信による地域住民の理解・協力の確保	
第4 街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為の取締りの推進	29
1 街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為の検挙活動の強化	
2 街頭における違反行為の指導取締り活動の推進	
第5 犯罪類型に応じた防犯対策の推進	34
1 ひったくり対策	
2 自動車盗対策	
3 子どもを犯罪から守るための対策	
4 駐車場を対象とした防犯対策	
5 屋外設置の自動販売機を対象とした防犯対策	
6 ATM機等を対象とした防犯対策	
7 スーパー防犯灯等の整備	
8 盗品流通防止対策	
9 住宅等に対する侵入犯罪の防止対策	
10 深夜スーパー・コンビニを対象とした防犯対策	
11 タクシー強盗対策	
12 自転車盗対策	

第1章 「街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑制するための総合対策の推進」について

1 「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策」 策定の経緯

(1) 最近の我が国の治安情勢

我が国の刑法犯認知件数は、平成8年以降、毎年戦後最多を記録し、平成14年には昭和期の約2倍に達するなど、極めて憂慮すべき状況にあり、治安の悪化に対する国民の不安感も増大していた。とりわけ、街頭において敢行される犯罪（街頭犯罪）や住宅等に侵入して行われる犯罪（侵入犯罪）（以下「街頭犯罪等」という。）の過去5年間の認知件数の増加数は、同期間中の刑法犯認知件数の増加数の約4分の3を占めていることが示すとおり、これら国民の身近な犯罪の増加が、治安の悪化の大きな要因となっていた。

このような情勢にあって我が国の治安を回復するためには、犯罪の発生そのものの抑止に主眼を置いた対策を総合的に推進することが喫緊の課題となっていた。

(2) 街頭犯罪等抑止総合対策室の設置

そこで、警察庁においては、街頭犯罪等の抑止のために必要な対策を総合的に検討し、その効果的な推進を図るために、「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進について（依命通達）」（平成14年11月11日付け警察庁乙生発第5号ほか）により「街頭犯罪等抑止総合対策室設置要綱」を定め、次長を長とし関係局長等からなる「街頭犯罪等抑止総合対策室」を設置し、各部門が連携し、都道府県警察における街頭犯罪等抑止計画（以下「計画」という。）の策定、計画の推進等について必要な指導・支援を行うこととした。

また、都道府県警察に対しては、街頭犯罪等抑止総合対策の推進のための基本方針を示すとともに、「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進上の留意事項について」（平成14年11月11日付け警察庁丙生企発第69号ほか）を発出し、管内の実情に即した実効ある対策の推進を期した。

2 「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策」 の推進

(1) 街頭犯罪等抑止総合対策の基本方針

街頭犯罪等抑止総合対策の推進のための基本方針の概要は、以下のとおりである。

都道府県警察において、平成15年1月1日を始期とし、期間を定めて、地域を限り特定の犯罪類型を対象とした計画を策定する。また、計画の策定に当たっては、警察署協議会の開催等を通じ、地域住民の要望・意見を反映する。

各部門が有機的に連携した総合的な体制を確立し、

刑事部門及び生活安全部門においては、犯罪の発生状況、手口等の情報の共有・分析、計画の策定・見直しへの活用

地域部門等の街頭活動を行う部門においては、街頭における職

務質問等による検挙その他の取締り活動（小さな違法行為であっても看過することなく、事案の内容に応じた適切な指導取締り）
刑事部門においては、犯罪の発生抑止に資する検挙活動
生活安全部門においては、犯罪類型に応じて樹立した実効ある
防犯対策

を一層推進する。

一定の期間ごとに計画の達成状況を検証する。

関係機関・関係団体との連携に配慮する。

（２）対策の推進上の留意事項

警察庁が、都道府県警察に対して示した、計画の策定、講ずべき施策の例及び留意事項等の概要は以下のとおりである。

計画の策定

- ・ 計画の策定に当たっては、犯罪としての認知に至らないものを含め、詳細なデータを把握し、迅速かつ的確に犯罪抑止対策に資する犯罪実態の分析を多角的に行うこと
- ・ 犯罪実態の分析結果に基づき、警察力を集中した街頭活動や防犯対策等の効果を十分に発揮するため、計画の対象とする地域を選定するとともに、特定の犯罪類型や被害者類型を重点対象とすること
- ・ 計画は、警察署協議会の開催等を通じ、住民の意見、要望を踏まえたものとなるよう配慮すること

街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための施策例

- ・ 都道府県警察は、警察庁が提示する施策例の中から、実情や犯罪実態に応じて必要な個々の施策を選択するなどして計画を策定すること

【施策例の項目】

街頭活動を強化するための執行体制の確保

街頭犯罪等の検挙活動の強化

非行集団に対する取締りの強化、解体補導及び立直り対策の推進

街頭犯罪等の手段となり得る行為の取締りの推進

犯罪類型に応じた防犯対策の推進

施策推進上の留意事項

- ・ 犯罪抑止対策に役立てるために犯罪実態を迅速かつ的確に把握すること
- ・ 犯罪情報の分析により得られた情報を地域住民に提供することにより、地域住民の自主防犯意識の高揚と自主防犯行動の促進を図ること
- ・ 検挙活動、非行集団に対する取締り、街頭犯罪等の手段等となり得る行為の取締り、防犯対策の推進に関するそれぞれの留意事項

計画の効果の検証等

- ・ 計画の終期に際して、計画に基づく対策の実施状況を確認し、同計画に基づく対策が計画対象地域の周辺地域に及ぼした影響を含め分析するなど、効果の多角的な検証を行うこと

- ・ 上記の検証結果のほか、その時点における犯罪実態の分析結果、住民の意見・要望等を踏まえ、対象とする地域や犯罪類型等について計画の見直しを行うこと

3 「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策」に関する政策評価の視点

警察庁では、1(1)で述べた近年の厳しい犯罪情勢にかんがみ、平成15年を我が国の治安の行く末を規定する分水嶺の年であると位置付け、同年を初年として全国警察を挙げて「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策」を展開することとしたものであり、総合対策の成否は、今後の治安情勢の方向性に極めて重要な意味を持つと言える。そこで、警察庁では、「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策」について、平成15年から17年までの3年間で、総合評価方式^(注)による政策評価を実施することとした。

街頭犯罪等抑止総合対策は、警察庁から都道府県警察に対し個別具体的な施策の一律的・画一的な実施を指示するものではなく、都道府県警察が個別の実情に応じて策定した計画に基づいて実施されるものである。そのため、評価の視点については、対象となる犯罪類型や対策推進手法も多岐にわたることにかんがみ、全国的な統計から得られる認知件数、検挙状況のみならず、警察庁が示した施策例の実施状況や都道府県警察で実施された効果的な施策の実施状況等、様々な角度から効果の発現状況を見ていくことが望ましいと考えられる。

したがって、第1回目に当たる本経過報告においては、評価の対象とする各政策項目ごとに、都道府県警察における施策の推進状況、統計数値、効果の上がった事例等により平成15年中に警察庁が講じた施策を重点的に考察し、可能な限り推進の過程で把握された効果や問題点についても言及することとする。

なお、都道府県警察において策定した計画ごとの個別の効果の発現状況やその要因についての全体的な分析は、今後の総合対策の進捗状況に応じて行うものとし、今回の経過報告では扱っていない。

() 総合評価方式・・・ 政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

第 2 章 經過報告

行政課題 3 街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進

評価の対象とする政策の名称 総論 街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進

1 政策の内容

街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進

国民が身近に不安を感じる街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するため、都道府県警察において、警察本部に関係各部門が連携したプロジェクトチームを編成するなどして総合的な体制を確立するとともに、犯罪実態の分析結果に基づき地域を限定し特定の犯罪類型等に重点を指向して策定した「街頭犯罪等抑止計画」(以下「計画」という。)に従って、諸対策を効果的に推進する。

2 推進状況

(1) 計画の策定状況及び達成状況

ア 計画の策定状況

平成 15 年中に、都道府県警察から警察庁街頭犯罪等抑止総合対策室に対して報告された計画は、同年中に計画期間が終了したものを含め全国で 188 であり、うち刑法犯・特別法犯を対象とする計画は 186、暴走族対策を対象とする計画は 2 であった。

なお、刑法犯・特別法犯を対象とする 186 の計画に掲げられた犯罪類型をみると、車上ねらいが 124 (66.7 %)、住宅対象侵入窃盗が 115 (61.8 %)、ひったくりが 89 (47.8 %)、自転車盗が 85 (45.7 %)、自動車盗が 73 (39.2 %)、オートバイ盗が 73 (39.2 %)、強制わいせつが 66 (35.5 %) の計画において対象犯罪とされている。(別添 1 参照)

イ 計画の達成状況

平成 15 年中の計画の対象地域における対象犯罪ごとの認知件数の抑止状況をみると、オートバイ盗を対象犯罪とする 73 の計画のうち、抑止目標を達成したもの(対象地域における認知件数が前年と比べ減少し、又は増減のなかったもの)が 66 (90.4 %)と抑止目標の達成率が最も高く、このほか、部品盗が 17 の計画のうち 14 (82.4 %)、自動販売機荒しが 39 の計画のうち 32 (82.1 %)、ひったくりが 89 の計画のうち 67 (75.3 %)と達成率が高くなっている。他方、侵入強盗では 32 の計画のうち 17 (53.1 %)、住宅対象侵入窃盗は 115 の計画のうち 65 (56.5 %)、路上強盗は 35 の計画のうち 20 (57.1 %)と抑止目標の達成率が低くなっている。(別添 1 参照)

(2) 計画対象地域における対象犯罪の認知件数と県下全域における認知件数との関係

県下全域においてそれぞれの対象犯罪の発生を抑止した(認知件数が減少し

又は増減がなかった)都道府県警察についてみると、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、ひったくり及び自動販売機荒しについては、対象地域における対象犯罪の認知件数が減少している場合は、対象地域外においても当該犯罪の認知件数が減少している割合が高い(自動車盗(94.1%)、オートバイ盗(89.3%)、自転車盗(86.2%)、ひったくり(84.6%)、自動販売機荒し(100.0%))。このように対象犯罪の発生を抑止した都道府県警察においては、対象地域における取組みの効果が、対象地域外にも及んだものと推測されるが、今後、更に分析を進めていくこととする。

また、対象地域における対象犯罪に係る取組みの効果が当該地域の犯罪情勢全般に及ぼす影響についても、今後、更に分析することとする。

<参考>

全国における犯罪認知状況

平成15年の街頭犯罪^()の全地域における認知状況は、前年に比べて-148,687件(-9.4%)と、大幅に減少した。その主な要因としては、オートバイ盗が-43,663件(-22.0%)、自転車盗が-37,531件(-7.3%)と、減少傾向が継続したこと、自動販売機荒しが-26,840件(-15.4%)、ひったくりが-6,565件(-12.4%)、車上ねらいが-28,479件(-6.4%)と、増加から減少に転じたことが挙げられる。一方、路上強盗は+67件(+2.3%)と、増加率は下がったものの減少に至らなかった。また、自動車盗は前年の微減から、+1,550件(+2.5%)と再び増加に転じた。(別添2参照)

平成15年の侵入犯罪^()の全地域における認知状況は、前年に比べて侵入窃盗全体では-5,061件(-1.5%)と、減少に転じた。このうち、住宅を対象とした侵入窃盗は+1,137件(+0.6%)であったが、増加率は大幅に下がった。一方、侵入強盗は+429件(+17.6%)と大幅に増加し、特にコンビニエンスストアを対象とする侵入強盗については、+274件(+58.5%)と激増した。(別添2参照)

なお、平成15年の全刑法犯の認知件数は2,790,136件で、前年に比べて-63,603件(-2.2%)となり、平成8年以降7年連続で戦後最多を記録してきた刑法犯認知件数は8年ぶりに減少に転じた。

()街頭犯罪・・・ここでは、路上強盗、暴行、傷害、恐喝、強制わいせつ、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、部品盗、車上ねらい、ひったくり及び自動販売機荒しをいう。

()侵入犯罪・・・ここでは、侵入強盗及び侵入窃盗をいう。

(3) 関係各部門が連携したプロジェクトチーム等の設置状況

全都道府県警察において、生活安全部門、刑事部門、交通部門、警備部門、警務部門等その実情に応じた関係部署が参画する総合対策本部、総合対策委員会等を設置し、必要に応じて、専門性、機動性を重視したプロジェクトチームや分科会を編成した。

これにより、関係各部門間での連携体制の強化、情報の集約・共有が図られ

た。

【事例】

街頭犯罪等対策プロジェクトチームの編成

平成 14 年 12 月、警察本部における「街頭犯罪等総合対策本部」の設置に伴い、事務総括班（生活安全総務課）抑止対策班（地域総務課、生活安全特別捜査隊、交通指導課）検挙対策班（機動捜査隊、刑事総務課）で編成する「街頭犯罪等対策プロジェクトチーム」を発足し、街頭犯罪等の発生抑止対策を総合的かつ効果的に推進している。（愛知県）

各部門ごとの分科会の設置

平成 14 年 12 月、警察本部に「身近な犯罪抑止総合対策本部」を設置し、その下に、体制強化分科会（警務課）防犯対策分科会（生活安全企画課）検挙対策分科会（捜査第一課）少年対策分科会（少年課）など関係部門ごとに分科会を設置した。（沖縄県）

(4) 警察署協議会の開催等を通じた地域住民の要望・意見の街頭犯罪等抑止総合対策への反映状況

各警察署において、警察署協議会の開催等を通じて、地域住民の要望・意見を街頭犯罪等抑止総合対策に反映させている。

【事例】

警視庁石神井警察署協議会

平成 14 年 10 月及び 12 月の協議会で、警察署長からの防犯情報提供に関する諮問に対し、「タイムリーな防犯情報提供」や「交通事故多発場所の周知」などを求める答申を行った。これを受けて石神井警察署は、平成 15 年 2 月、防犯情報などを掲載した「交番ニュースライナー」の発行を開始し、管内で事件事故が発生した都度、その翌日までに地域住民に情報を提供している。

埼玉県加須警察署協議会

「安全で安心して暮らせる街づくり」推進施策に関する警察署長からの諮問に対し、協議会では「警ら活動の強化に加え、住民の自主的な防犯意識を醸成させる意味合いから、既存の防犯組織の活性化、消防団や関係機関との連携等、地域の特性に合った施策が必要」との提言を行った。これを受けて、加須警察署は関係機関と協議を行い、平成 15 年 6 月、加須市消防団との間で相互支援協定を締結し、合同でパトロールを行うようになった。

三重県桑名警察署協議会

平成 14 年 11 月、同協議会と桑名警察署とが共同して市に犯罪防止や少年非行防止を働きかけたところ、平成 15 年 3 月、市議会で「桑名市民の生活安全の推進に関する条例」が制定されたほか、平成 15 年度から、新たに結成された防犯パトロール隊により夜間を含めた市内パトロールが行われている。

(5) 犯罪抑止対策に資する犯罪実態分析を多角的に行うための情報管理システムの整備状況

警察庁では、平成 15 年度、群馬県、三重県及び福岡県を選定して、これら 3 県の警察本部（刑事部、生活安全部、警務（総務）部（情報管理課））及び刑法犯認知件数が年間 2,500 件を超える警察署に対し、犯罪情報地理分析システムのパイロット整備を行った（平成 16 年運用開始）。

また、警視庁、京都府警、岡山県警等では、地域別の犯罪発生状況等のデータを電子地図に表現することにより、犯罪実態の多角的な把握・分析に努めており、これらの分析結果を街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための警察活動に活用したりホームページ（ウェブサイトをいう。以下同じ。）等により国民に提供するなどしている。

【事例】

犯罪発生マップの公開

都内における「ひったくり」、「住宅対象侵入窃盗」等の犯罪類型別の発生状況のデータを分析して電子地図上に表現した「犯罪発生マップ」をホームページ上に掲載したところ、公開初日に約 12 万 4,000 件、1 か月で約 31 万件のアクセスがあったほか、これが契機となって、世田谷区では 24 時間パトロール隊が設置されるなど、自治体による取組みの活性化につながった。（警視庁）

駐車場危険マップの公開

駐車場における車両対象犯罪の発生が急激に増加していることから、被害に遭う危険性の高い駐車場やその状況に関する情報を提供することにより、自主防犯意識の高揚と各種防犯施策の普及を図ることを目的として、平成 15 年 1 月から、

- ・ 駐車場犯罪発生マップ
- ・ 駐車場犯罪発生状況分析結果

を作成し、県警ホームページに掲載したところ、ホームページへのアクセス件数が、平成 14 年は 1 日平均約 540 件であったものが、平成 15 年は約 950 件に増加するなど関心が高まった。（京都府）

犯罪情勢分析システム等による分析結果の還元

京都府警察本部犯罪情勢分析室では、「街頭犯罪情勢分析システム」、「侵入犯罪認知速報システム」を構築し、街頭犯罪の発生実態等を集約、分析しており、また、各部署から連続・多発している犯罪等に関する分析依頼を受け、分析室において分析した結果を回答している。

太秦警察署では、平成 14 年 12 月から平成 15 年 1 月上旬にかけてひったくりが多発したことから、分析結果に基づき、機動捜査隊と連携したよう撃捜査^()を実施した結果、1 月下旬に連続ひったくりが発生した際には、予測した逃走経路での警戒により被疑者 1 名を緊急逮捕した。（京都府）

()よう撃捜査・・・容疑者は明らかではないが、連続して発生している事件の同一性を詳細に分析して犯行予測を立て、その予測場所に張り込んで現行犯的に検挙する捜査手法。

(6) 国民の自主防犯活動の活性化の状況

ア 地域安全情報の効果的な提供

警察庁では、「国民に対する防犯情報の提供の推進について（通達）」（平成 15 年 11 月 14 日付け警察庁丁生企発第 371 号）を発出し、発信された情報が確実に受け手に届くように、地域住民、学校、事業者等対象別の情報提供を行うことやホームページ、ミニ広報紙・新聞折込チラシ等提供手段に配慮すること等、情報提供に当たっての留意事項を都道府県警察に対して示した。

【事例】

県ホームページに市町村別の犯罪データを公開

平成 15 年 6 月から、毎月、市町村別の犯罪データを知事部局の県民生活安全室へ提供し、同室において県ホームページに掲載するとともに、県内の各地域振興局、各市町村にも犯罪データを提供している。（岐阜県）

「減らそう犯罪情報官」を中心とした犯罪情報の発信

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の制定を受け、平成 15 年 1 月、「減らそう犯罪情報官」を設置し、住民が不安を感じている犯罪情報、自主防犯活動に資する具体的な情報等をホームページやテレビ、ラジオ等を通じてタイムリーに発信している。（広島県）

イ 自主防犯活動に取り組む地域住民、ボランティア団体との連携

警察庁では、「地域安全活動の推進に当たっての留意事項について」（平成 14 年 11 月 20 日付け警察庁丁生企発第 235 号）を発出し、住民の自主防犯活動を促進するために、地区防犯協会の活動基盤の充実、NPO との連携及びその支援等、住民の自主防犯活動の基盤整備と担い手の確保等についての留意事項を都道府県警察に対して指示した。また、全国の 109 地区を「地域安全活動パイロット地区」として指定し、地区の指導員への協力謝金、防犯懇談会の会議費、ポスター等の印刷製本費等を補助している。

都道府県警察においては、地域安全活動を行っている自主防犯組織に対して、地域安全情報の提供、防犯相談や参加・体験・実践型の防犯教育、警察官との合同パトロール等の支援を行うほか、これらの活動経費を予算化するなどの財政的支援も行っている。

【事例】

大規模自警団の設立

下妻署では、自治体との連携強化により、石下町安全安心協議会が設立され、同協議会において治安改善方策について協議を重ねた結果、平成 15 年 6 月、約 500 人規模の自警団の設立に至った。自警団は、毎日、2 台の車両を使用して、町内のパトロールのほか、学校、公民館周辺での駐留警

戒を実施している。(茨城県)

防犯ボランティアに対する財政的支援

青森県警察では、各地区防犯協会の防犯指導隊による防犯広報、防犯診断、防犯パトロール等の活動を支援するため、災害補償の保険料、上衣、ズボン、帽子、標章等に必要な経費を補助している。(青森県)

ウ 緊急地域雇用創出特別交付金を活用した地域安全パトロールの推進

警察庁では、平成 15 年 8 月に策定した「緊急治安対策プログラム」において、街頭犯罪等抑止総合対策の一環として、緊急地域雇用創出特別交付金を活用した警備業者等による防犯パトロール事業を推進することとした。

【事例】

「ひむか安全・安心パトロール隊」の編成

平成 15 年 9 月から 6 か月間、宮崎北署において、警備業者に業務委託し、緊急地域雇用創出特別交付金事業を活用した街頭パトロールとして、登下校時における学校周辺、駐車(輪)場、少年のたまり場や暗がり等の巡回等を実施している。(宮崎県)

地域安全緊急パトロール隊「港湾班」の結成

外国船が多数入港する伏木富山港周辺地域の治安対策のため、平成 15 年 8 月から緊急地域雇用創出特別交付金事業を活用した地域安全パトロール隊を結成、港湾地区周辺を 4 地区に分け、4 人 1 組による 4 班体制で、午後 1 時から午後 10 時までパトロールを行って犯罪の抑止を図っている。(富山県)

3 政策所管課

生活安全企画課、刑事企画課、総務課、情報管理課

犯罪類型	計画数 (全体に占める割合)	達成状況		対象犯罪に 選定した都 道府県数	県下全域で認知件数が減少した都道府県の数			県下全域で認知件数が増加した都道府県の数		
		認知件数が 減少した 計画数	認知件数が 増加した 計画数		対象地域において 対象犯罪が減少、 対象地域外も減少	対象地域において 対象犯罪が減少、 対象地域外は増加	対象地域において 対象犯罪が増加、 対象地域外は減少	対象地域において 対象犯罪が増加、 対象地域外は減少	対象地域において 対象犯罪が増加、 対象地域外も増加	
街頭犯罪	-	-	-	-	-			-		
路上強盗	35 (18.8%)	20 (57.1%)	15 (42.9%)	20	11(55.0%)			9(45.0%)		
					9[6] 81.8%	2 18.2%	0 0.0%	1 11.1%	2 22.2%	6[4] 66.7%
強制わいせつ	66 (35.5%)	48 (72.7%)	28 (27.3%)	26	13(50.0%)			13(50.0%)		
					6[4] 46.2%	5 38.5%	2 15.4%	4 30.8%	3 23.1%	6[2] 46.2%
自動車盗	73 (39.2%)	50 (68.5%)	23 (31.5%)	28	17(60.7%)			11(39.3%)		
					16[5] 94.1%	0 0.0%	1 5.9%	1 9.1%	2 18.2%	8[3] 72.7%
オートバイ盗	73 (39.2%)	66 (90.4%)	7 (9.6%)	30	28(93.3%)			2(6.7%)		
					25[10] 89.3%	2 7.1%	1 3.6%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%
自転車盗	85 (45.7%)	57 (67.1%)	28 (33.9%)	38	29(76.3%)			9(23.7%)		
					25[11] 86.2%	3 10.3%	1 3.4%	0 0.0%	1 11.1%	8[2] 88.9%
部品盗	17 (9.1%)	14 (82.4%)	3 (17.6%)	9	8(88.9%)			1(11.1%)		
					6[5] 75.0%	2 25.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
車上ねらい	124 (66.7%)	75 (60.5%)	49 (39.5%)	44	30(68.2%)			14(31.8%)		
					19[10] 63.3%	5 16.7%	6 20.0%	5 35.7%	1 7.1%	8[2] 57.1%
ひったくり	89 (47.8%)	67 (75.3%)	22 (24.7%)	34	26(76.5%)			8(23.5%)		
					22[6] 84.6%	2 7.7%	2 7.7%	1 12.5%	3 37.5%	4[4] 50.0%
自動販売機荒し	39 (21.0%)	32 (82.1%)	7 (17.9%)	30	25(83.3%)			5(16.7%)		
					25[9] 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	4[1] 80.0%

犯罪類型	計画数 (全体に占める割合)	達成状況		対象犯罪に 選定した都 道府県数	県下全域で認知件数が減少した都道府県の数			県下全域で認知件数が増加した都道府県の数		
		認知件数が 減少した 計画数	認知件数が 増加した 計画数		対象地域において 対象犯罪が減少、 対象地域外も減少	対象地域において 対象犯罪が減少、 対象地域外は増加	対象地域において 対象犯罪が増加、 対象地域外は減少	対象地域において 対象犯罪が減少、 対象地域外は増加	対象地域において 対象犯罪が増加、 対象地域外は減少	対象地域において 対象犯罪が増加、 対象地域外も増加
侵入犯罪	-	-	-	-	-			-		
侵入窃盗	118 (63.4%)	73 (61.9%)	45 (38.1%)	43	26(60.5%)			17(39.5%)		
					16[3] 61.5%	3 11.5%	7 26.9%	7 41.2%	1 5.9%	9[2] 52.9%
住宅対象	115 (61.8%)	65 (56.5%)	50 (43.5%)	43	21(48.8%)			22(51.2%)		
					17[4] 81.0%	1 4.8%	3 14.3%	6 27.3%	3 13.6%	13[2] 59.1%
侵入強盗	32 (17.2%)	17 (53.1%)	15 (46.9%)	10	3(30.0%)			7(70.0%)		
					3[1] 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7[4] 100.0%

[]内は内数で、全県を対象地域としたもの。減少には増減なしを含む。

平成15年における街頭犯罪 侵入犯罪の認知状況

罪種 手口別	平成11年		平成12年		平成13年		平成14年		平成15年	
	増減(数)	(%)	増減(数)	(%)	増減(数)	(%)	増減(数)	(%)	増減(数)	(%)
刑 法 犯 総 数	2,165,626		2,443,470		2,735,612		2,853,739		2,790,136	
	132,080	6.5	277,844	12.8	292,142	12.0	118,127	4.3	-63,603	-2.2
街 頭 犯 罪	1,334,059		1,466,236		1,623,393		1,588,458		1,439,771	
	91,876	7.4	132,177	9.9	157,157	10.7	-34,935	-2.2	-148,687	-9.4
路 上 強 盗	1,495		2,070		2,509		2,888		2,955	
	376	33.6	575	38.5	439	21.2	379	15.1	67	2.3
暴 行	7,792		13,225		16,928		19,442		21,937	
	425	5.8	5,433	69.7	3,703	28.0	2,514	14.9	2,495	12.8
うち街頭における暴行	4,400		7,663		10,122		11,464		12,817	
	235	5.6	3,263	74.2	2,459	32.1	1,342	13.3	1,353	11.8
傷 害	20,233		30,184		33,965		36,324		36,568	
	757	3.9	9,951	49.2	3,781	12.5	2,359	6.9	244	0.7
うち街頭における傷害	10,750		15,702		18,069		18,981		18,557	
	469	4.6	4,952	46.1	2,367	15.1	912	5.0	-424	-2.2
恐 喝	14,768		18,926		19,566		18,403		17,595	
	868	6.2	4,158	28.2	640	3.4	-1,163	-5.9	-808	-4.4
うち街頭における恐喝	9,957		12,619		13,192		11,975		10,580	
	1,103	12.5	2,662	26.7	573	4.5	-1,217	-9.2	-1,395	-11.6
強 制 わ い せ つ	5,346		7,412		9,326		9,476		10,029	
	1,095	25.8	2,066	38.6	1,914	25.8	150	1.6	553	5.8
うち街頭における強制わいせつ	2,569		3,735		5,021		5,175		5,434	
	696	37.2	1,166	45.4	1,286	34.4	154	3.1	259	5.0
自 動 車 盗	43,092		56,205		63,275		62,673		64,223	
	7,208	20.1	13,113	30.4	7,070	12.6	-602	-1.0	1,550	2.5
オ ー ト バ イ 盗	242,977		253,433		242,517		198,642		154,979	
	-3,387	-1.4	10,456	4.3	-10,916	-4.3	-43,875	-18.1	-43,663	-22.0
自 転 車 盗	408,306		445,301		521,801		514,120		476,589	
	-14,877	-3.5	36,995	9.1	76,500	17.2	-7,681	-1.5	-37,531	-7.3
部 品 盗	73,824		101,338		129,380		128,539		120,726	
	12,632	20.6	27,514	37.3	28,042	27.7	-841	-0.7	-7,813	-6.1
車 上 ね ら い	294,635		362,762		432,140		443,298		414,819	
	42,543	16.9	68,127	23.1	69,378	19.1	11,158	2.6	-28,479	-6.4
ひ っ た く り	41,173		46,064		50,838		52,919		46,354	
	5,410	15.1	4,891	11.9	4,774	10.4	2,081	4.1	-6,565	-12.4
自 動 販 売 機 荒 し	222,328		190,490		170,470		174,718		147,878	
	40,884	22.5	-31,838	-14.3	-20,020	-10.5	4,248	2.5	-26,840	-15.4
侵 入 犯 罪	262,630		298,272		306,033		340,730		336,098	
	23,613	9.9	35,642	13.6	7,761	2.6	34,697	11.3	-4,632	-1.4
侵 入 窃 盗	260,981		296,486		303,698		338,294		333,233	
	23,278	9.8	35,505	13.6	7,212	2.4	34,596	11.4	-5,061	-1.5
住 宅 対 象	134,492		154,074		161,883		189,336		190,473	
	10,629	8.6	19,582	14.6	7,809	5.1	27,453	17.0	1,137	0.6
そ の 他	126,489		142,412		141,815		148,958		142,760	
	12,649	11.1	15,923	12.6	-597	-0.4	7,143	5.0	-6,198	-4.2
侵 入 強 盗	1,649		1,786		2,335		2,436		2,865	
	335	25.5	137	8.3	549	30.7	101	4.3	429	17.6

行政課題3 街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進

評価の対象とする政策の名称 第1 街頭活動を強化するための執行体制の確保

1 政策の内容

犯罪多発時間帯・多発地域における執行力の強化

街頭において活動する地域警察官等の勤務体制、配置・運用を見直し、夜間・休日等の犯罪多発時間帯や犯罪多発地域における執行力を強化するための執行体制を確保する。

2 推進状況

都道府県警察が実施する街頭活動を強化するための執行体制の確保に向けた施策の取組状況

(1) 警ら用無線自動車の運用の見直し

11 道府県警察^()において、自動車警ら隊や警察署の自動車警ら班の勤務員の勤務時間を、24 時間ごとに交替で勤務する3交替制から、1日を3分割し8時間ごとに交替で勤務する1日3交替制とする見直しを行い、すべての警ら用無線自動車を24時間稼働させることが可能となった。

() 北海道、山形県、埼玉県、静岡県、岐阜県、京都府、兵庫県、広島県、山口県、福岡県、大分県

(2) 警ら活動時間の拡大

19 道県警察^(1)において、地域警察官が重点的に街頭活動に取り組むことができるようにするため、地域警察官の勤務の基準となる勤務準則の見直しを行い、地域警察官による警ら活動時間の拡大を図った。これにより、地域における警戒力が強化された。

【事例】

勤務準則を改正し

- ・ 交替制勤務の交番勤務員の1当務の警ら活動時間を「4又は5時間」から「7～9時間」
- ・ 自動車警ら班の勤務員の1当務の警ら活動時間を「10時間」から「11～12時間」

と、警ら活動時間を拡大し、地域警察官による街頭活動を強化することにより地域における警戒力強化に取り組んでいるところ、平成15年中の宮崎県内における街頭犯罪^(2)及び侵入犯罪^(3)の認知件数は、-2,010件(-11.4%)と減少し、地域警察官による検挙人員は+265人(+17.2%)と増加した。

(宮崎県)

(1) 北海道、岩手県、宮城県、山形県、福島県、埼玉県、神奈川県、山梨県、静岡県、富山県、岐阜県、三重県、兵庫県、島根県、山口県、愛媛県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県

(2) 街頭犯罪・・・ここでは、路上強盗、暴行、傷害、恐喝、強制わいせつ、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、

部品盗、車上ねらい、ひったくり及び自動販売機荒しをいう。

(3) 侵入犯罪・・・ここでは、侵入強盗及び侵入窃盗をいう。

(3) 交番を拠点とした警ら用無線自動車の運用

従来、自動車警ら班は、警察署を拠点として活動していたが、17 府県警察^()において、交番を拠点とした運用への見直しを行い、地域における交番の警戒力を強化するとともに、事件・事故の発生現場へより早く急行し、事案に対処することができるようにした。

() 青森県警察、岩手県警察、福島県警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、山梨県警察、長野県警察、富山県警察、愛知県警察、滋賀県警察、大阪府警察、兵庫県警察、和歌山県警察、徳島県警察、愛媛県警察、沖縄県警察

(4) 機動隊の集中的配置・運用

機動隊の配置・運用を見直すことにより、犯罪多発時間帯、犯罪多発地域に制服警察官を集中的に配置し、街頭活動を強化した。

【事例】

多発する街頭犯罪に対処するため、平成 15 年 1 月から、犯罪多発 9 署に各約 2 か月間、機動隊 1 個小隊を派遣し、犯罪多発時間帯の午後 5 時から午前 6 時までの間、特に署管内の犯罪多発地域を指定し、徒歩等による警戒活動を実施したところ、派遣期間中の 9 署合計の指定 7 罪種の認知件数は、前年同期と比較して、-10 %となった。(千葉県)

関東管区機動隊要員による「街頭犯罪特別取締隊」を編成し、平成 15 年 2 月から、前橋駅前交番・千代田町交番管内に移動交番を開設するとともに、徒歩パトロールによる見せる警ら活動を実施した。(群馬県)

(5) 交番相談員の勤務時間の見直し

4 県警察^()において、交番相談員の勤務時間を見直し、勤務時間を夜間にシフトすることにより、夜間における交番勤務員の警ら時間を拡大した。

【事例】

7 署 15 交番において、月に 2 ~ 4 回交番相談員の勤務時間を午前 10 時から午後 7 時までとシフトさせ、犯罪多発時間帯に交番相談員を交番で勤務させることにより、その間、交番勤務員が街頭における警ら活動に当たることができるようにした。(和歌山県)

() 三重県、和歌山県、島根県、徳島県

3 政策所管課 地域課

行政課題 3 街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進

評価の対象とする政策の名称 第 2 街頭犯罪・侵入犯罪の検挙活動の強化

1 政策の内容

(1) 街頭犯罪・侵入犯罪の検挙活動の強化（総論）

街頭犯罪等の発生状況の迅速かつ的確な把握及びその分析に基づき、発生時間帯、地域等を選定し、関係部門が一体となったプロジェクトチームを編成して重点的かつ効果的なよう撃捜査を行うなど、検挙活動の強化を推進する。

(2) 街頭犯罪・侵入犯罪の現場における検挙活動の推進

地域警察官の配置・運用を的確に行うとともに、多発地域に対しては、自動車警ら隊や機動捜査隊等の本部執行隊の活用等によって重点的に警察力を投入する。また、的確な職務質問を端緒とした街頭犯罪等の検挙活動を強化するため、職務質問技能に関する指導・教育を徹底する。

(3) 捜査活動の充実強化

現場臨場時等における現場保存等の措置及び指紋・足こん跡等の採取など、被疑者の割出しや余罪解明に資する鑑識活動の確実な実施、装備資機材の有効活用等、街頭犯罪等に対する捜査活動を充実、強化する。

2 推進状況

(1) 街頭犯罪・侵入犯罪^()の検挙活動の強化

街頭犯罪・侵入犯罪の検挙状況

平成 14 年 12 月、刑事局関係各課長連名通達により、前述「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進上の留意事項について（通達）」別添で示した施策例について、より具体的な施策と各施策の内容及び個別の留意事項等を示して、都道府県警察の実情に基づく実効的な検挙活動の計画を策定し、推進するよう指示を行った。

平成 15 年における街頭犯罪・侵入犯罪の検挙件数をみると、街頭犯罪全体では+9,934 件（+4.9%）、侵入犯罪全体では+11,673 件（+11.7%）と、前年に比べて増加した。特に、自転車盗、車上ねらい及び侵入窃盗は、検挙件数が大幅に増加し、認知件数は減少するなど、活動の効果がみられた。オートバイ盗、自動販売機荒しについては、検挙件数は減少したが、それを上回る割合で認知件数も減少しており、検挙率は上がった。自動車盗については、検挙件数、人員ともに減少したが、認知件数は増加するなど、活動の効果が現れたとは言えない状況にある。（別添 3 参照）

() 街頭犯罪・・・ここでは、路上強盗、暴行、傷害、恐喝、強制わいせつ、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、部品盗、車上ねらい、ひったくり及び自動販売機荒しをいう。

侵入犯罪・・・ここでは、侵入強盗及び侵入窃盗をいう。

【事例】

犯罪抑止遊撃隊・捜査隊の編成

平成 15 年 1 月、警察本部勤務員約 300 人で身近な犯罪抑止遊撃隊「シーサー遊撃隊」を編成し、主に対象地域を管轄する指定警察署に対して、犯罪発生状況(時間帯・曜日等)を勘案して、支援を行った。また、平成 15 年 2 月には、警察本部員及び指定警察署の刑事部門に所属する警察官 30 人で身近な犯罪抑止捜査隊「シーサー捜査隊」を編成し、主に指定警察署に派遣して検挙活動の支援を行った。その結果、沖縄県警察における街頭犯罪の検挙件数及び検挙人員はそれぞれ+762 件(+42.0%)、+14 人(+0.1%)と前年に比べ増加した。また、侵入犯罪の検挙人員は前年に比べ-20 人(-5.9%)と減少したが、検挙件数は+158 件(+20.8%)と増加した。(沖縄県)

(2) 街頭犯罪・侵入犯罪の現場における検挙活動の推進

ア 地域警察官による街頭犯罪・侵入犯罪の検挙状況

(ア) 平成 15 年における地域警察官による街頭犯罪・侵入犯罪の検挙人員は 7 万 9,765 人で、前年に比べて 5,721 人(7.7%)増加した。

平成 15 年中における街頭犯罪・侵入犯罪の検挙人員のうち、66.1%が地域警察官によるものであり、前年に比べて 3.2%増加した。

地域警察官による街頭犯罪・侵入犯罪の検挙件数

	H11	H12	H13	H14	H15
検挙件数	76,723	72,086	72,310	74,044	79,765
地域警察官の占める割合	66.4%	61.7%	61.6%	62.9%	66.1%

平成 15 年中の犯罪類型別の地域警察官による検挙人員(対前年比)

	地域警察官による検挙人員の増減	地域係の占める割合	犯認知件数の増減
路上強盗	+122 人(+21.2%)	37.4%	+67 件(+2.3%)
ひったくり	+52 人(+4.2%)	43.7%	-6,565 件(-12.4%)
自動車盗	-48 人(-1.9%)	53.5%	+1,550 件(+2.5%)
自転車盗	+3,713 人(+17.6%)	97.7%	-37,531 件(-7.3%)
自動販売機荒し	+395 人(+18.8%)	77.2%	-26,840 件(-15.4%)
強制わいせつ	+136 人(+12.7%)	53.1%	+553 件(+5.8%)
侵入強盗	+65 人(+16.4%)	35.2%	+429 件(+17.6%)
侵入窃盗	+708 人(+11.4%)	48.6%	-5,061 件(-1.5%)

(イ) 平成 15 年における地域警察官の街頭犯罪・侵入犯罪の検挙件数の 51.3%に当たる 40,955 件が職務質問によるもので、前年に比べて 4,453 件(12.2%)増加した。

地域警察官の職務質問による街頭犯罪・侵入犯罪の検挙件数

	H11	H12	H13	H14	H15
検挙件数	45,112	36,955	36,496	36,502	40,955

【事例】

職務質問による侵入窃盗被疑者の検挙

平成 15 年 1 月、交番勤務員は、自転車に乗って交番方向に進行してきた男が、交番を見るや視線をそらして走り去ったことから不審に思い、同人に対する職務質問を実施し、自転車を盗んだことを自供させるとともに、ドライバー、サムターン回し等を所持していたことから、その所持目的等を追及し、侵入窃盗を行ったことを自供させ検挙した。(警視庁)

イ 本部執行隊の活用等による重点的な警察力の投入状況

自動車警ら隊や機動捜査隊等の本部執行隊を街頭犯罪・侵入犯罪多発地域・時間帯に重点的に投入するなどして、的を絞った警察力の投入を行い、検挙体制の強化を図った。

【事例】

本部執行隊の集中運用

平成 14 年 10 月から平成 15 年 6 月までの間、街頭犯罪(路上強盗、ひったくり、オートバイ盗、自転車盗、自動販売機荒し)多発署である越谷署等 4 署に、自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動捜査隊、機動隊を計画的、継続的に大量投入して、それぞれの特性を活かした活動により、抑止・検挙活動を実施したところ、派遣期間中の街頭犯罪 5 罪種について、認知件数が減少するなどの抑止効果^()が見られた。(埼玉県)

() 集中運用対象署における 5 罪種の認知件数の減少状況

越谷署(集中運用期間:平成 14 年 11 月~12 月)・・・対前年比-299 件(-35.7%)

浦和署(集中運用期間:平成 15 年 3 月~5 月)・・・対前年比-188 件(-19.5%)

川口署(集中運用期間:平成 15 年 1 月~2 月、5 月)・・・対前年比-535 件(-42.5%)

大宮署(集中運用期間:平成 15 年 1 月~4 月)・・・対前年比-53 件(-4.0%)

ウ 職務質問技能に関する指導・教育状況

街頭犯罪・侵入犯罪の検挙活動を推進するためには、常時街頭において活動する地域警察官の果たす役割が極めて大きい。全国の地域警察部門では、地域警察官の職務質問技能の向上を図るため、職務質問技能指導員^()を活用している。

平成 15 年中、全国で 324 人の職務質問技能指導員(警察庁指定広域技能指導官及び本部長指定職務質問技能指導官を含む。)が、延べ約 7,300 人に同行し、職務質問技能について実践的指導を実施した。

() 職務質問技能指導員

警察庁指定広域技能指導官(職務質問)のほかに、都道府県警察においては、職務質問による犯罪検挙実績が優秀である者等を、警察本部長が技能指導官(職務質問)として、地域警察担当部長が職務質問技能指

導員としてそれぞれ指定し、これらの者に同行指導等の実践指導を行わせることにより、地域警察官の職務質問技能の向上を図っている。

【事例】

職務質問技能指導員等を本部自動車警ら隊指導班で集中運用し、全県下の警察署に対する同行指導を行わせることにより地域警察官の職務質問技能の向上を図っている。また、平成 15 年中には、岐阜県警察、島根県警察、徳島県警察の地域警察官計 8 人を受け入れ、これら地域警察官に対する同行指導を実施し、職務質問技能の向上を図った。
(愛知県)

平成 15 年 9 月、職務質問技能指導員、警察署地域警察官等は、同行指導中に、ナンバープレートや動きから不審な車両が駐車場に進入するのを発見したことから、不審車両の運転者に対する職務質問を実施した。同運転者が質問に対しあいまいな供述を繰り返したことから、職務質問技能指導員等は更に追及して、ドライバーを所持していることを明らかにするとともに、同運転者の供述から正当な理由なくドライバーを携帯していることを明らかにし、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反で検挙した。(徳島県)

(3) 捜査活動の充実強化

警察庁では、都道府県警察に対し、前述の平成 14 年 12 月に発出した刑事局関係課長連名通達において、あらゆる端緒を活用した総合的な街頭犯罪等の捜査体制の構築、連続・多発する街頭犯罪等に対する初動捜査の強化、現場鑑識活動の活性化等の捜査活動の充実・強化について指示した。

ア 現場鑑識活動による街頭犯罪・侵入犯罪の検挙状況

警察庁では、現場臨場時において、鑑識専務員はもとより、地域警察官にあっても積極的な鑑識活動を実施すること、また、そのための知識・技能等に関する指導・教育等を実施することを都道府県警察に対して指示している。

地域警察官が採取した遺留指紋確認状況(事件数)

	H13	H14	H15
確認件数	1,763	1,889	2,044

【事例】

車上ねらいの被害車両から指紋を採取し、被疑者を検挙

平成 15 年 5 月、路上において発生した窃盗(車上ねらい)事件に関し、現場に臨場した地域警察官が被害車両のドアから指紋を採取し、照会を行った結果、前歴者の指紋に合致したことなどにより、被疑者の検挙に至った。(広島県)

ひったくりの被害品から指紋を採取し、被疑者を検挙

平成 15 年 5 月、窃盗(ひったくり)事件の捜査において、地域警察

官が、発見した被害品から指紋を検出し、これが前歴者の指紋に合致したことなどにより、被疑者の検挙に至った。(福岡県)

イ 街頭犯罪・侵入犯罪に有効な装備資機材の整備状況

平成 15 年度予算において、12 都道府県警察に、画像監視システム 36 台等を整備して、捜査活動の効率化・高度化を図った。

平成 15 年度予算において、街頭犯罪捜査体制強化のため、全都道府県警察に対し自動二輪車 206 台等を整備して、よう撃捜査等の検挙活動の基盤となる機動力の確保を図った。

3 政策所管課

刑事企画課、捜査第一課、犯罪鑑識官、地域課

街頭犯罪・侵入犯罪の検挙状況の推移

区分	年次	平 11	平 12	平 13	平 14	平 15	増減		
							件数・人員	率(%)	
刑法犯総数	検挙件数(件)	731,284	576,771	542,115	592,359	648,319	55,960	9.4	
	検挙人員(人)	315,355	309,649	325,292	347,558	379,602	32,044	9.2	
街頭犯罪	路上強盗	検挙件数	925	930	968	1,104	1,226	122	11.1
		検挙人員	1,609	1,645	1,658	1,631	1,865	234	14.3
	暴行	検挙件数	4,751	7,195	7,852	8,348	9,539	1,191	14.3
		検挙人員	5,505	8,119	8,636	9,132	10,124	992	10.9
	傷害	検挙件数	15,644	21,731	22,544	23,453	23,659	206	0.9
		検挙人員	21,952	29,359	29,584	29,862	28,999	-863	-2.9
	恐喝	検挙件数	7,191	8,725	7,895	7,022	7,502	480	6.8
		検挙人員	9,341	11,261	10,186	8,811	8,531	-280	-3.2
	強制わいせつ	検挙件数	3,388	3,602	3,887	3,367	3,893	526	15.6
		検挙人員	1,926	2,286	2,236	2,130	2,273	143	6.7
	自動車盗	検挙件数	15,241	11,415	13,390	12,791	11,931	-860	-6.7
		検挙人員	5,028	4,590	4,933	4,775	4,599	-176	-3.7
	オートバイ盗	検挙件数	40,356	23,708	19,440	15,725	12,447	-3,278	-20.8
		検挙人員	17,296	15,143	14,707	13,106	11,213	-1,893	-14.4
	自転車盗	検挙件数	53,060	34,575	32,605	29,412	32,489	3,077	10.5
		検挙人員	26,348	19,736	20,173	21,708	25,453	3,745	17.3
	部品盗	検挙件数	10,206	6,527	6,650	7,260	8,515	1,255	17.3
		検挙人員	1,965	2,006	2,082	2,429	2,345	-84	-3.5
	車上ねらい	検挙件数	73,715	45,666	43,176	48,881	60,479	11,598	23.7
		検挙人員	2,892	2,933	3,027	3,322	3,491	169	5.1
ひったくり	検挙件数	20,597	14,796	12,925	18,434	14,861	-3,573	-19.4	
	検挙人員	3,304	3,072	3,078	3,158	2,953	-205	-6.5	
自動販売機荒し	検挙件数	45,754	30,707	18,851	28,962	28,152	-810	-2.8	
	検挙人員	2,192	2,084	2,329	2,850	3,231	381	13.4	
侵入犯罪	侵入強盗	検挙件数	1,020	1,024	1,116	1,314	1,402	88	6.7
		検挙人員	993	982	1,094	1,134	1,310	176	15.5
	侵入窃盗	検挙件数	152,984	109,128	89,456	98,335	109,920	11,585	11.8
		検挙人員	15,234	13,651	13,712	13,696	14,208	512	3.7
	住宅対象	検挙件数	82,373	57,893	45,752	51,897	59,133	7,236	13.9
		検挙人員	5,755	5,275	5,144	5,241	5,318	77	1.5
	その他	検挙件数	70,611	51,235	43,704	46,438	50,787	4,349	9.4
検挙人員		9,479	8,376	8,568	8,455	8,890	435	5.1	

行政課題3 街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進

評価の対象とする政策の名称 第3 非行集団()に対する取締りの強化、解体補導及び立直り対策の推進強化

() 暴走族等にみられるように、組織性・継続性を有する3人以上の集団であって、自ら非行行為を繰り返すほか、構成員の非行を容認、助長し、かつ、非行により構成員間の連帯を強める性格のもの。

1 政策の内容

(1) 非行集団対策に係る各部門間の連携強化

非行集団の実態に即し、集団そのものの弱体化、解体に向けた対策を推進するため、少年、交通及び刑事の各部門が連携し、非行集団対策のための体制を確立し、情報の共有化を図ることにより、非行集団の背後にある暴力団の取締り、構成員の離脱促進、新たな構成員の加入阻止、少年の立直り支援、地域社会全体での取組みの促進等総合的な対策の推進を図る。

(2) 非行集団及びその予備軍となる非行少年の取締りの推進

暴走族の弱体化、解体を図るため、集団、車両及び運転者に着目して、それぞれ共同危険行為違反、使用車両の整備不良違反、無免許運転違反等、各種法令を多角的に適用した取締りを強化する。

こうした暴走族少年が敢行する犯罪の検挙のほか、街頭補導等を通じて、少年部門により、引き続き街頭犯罪等の掘り下げ・突き上げ捜査を行い、非行集団の弱体化、解体を図るとともに、背後にある暴力団の検挙等の推進を図る。

(3) 非行集団への加入阻止、離脱対策及び立直り対策の推進

非行集団の弱体化、解体、事後の集団への舞い戻り防止のため、事件捜査(事案調査)のほか、少年ボランティア等と連携した少年の立直り対策を推進する。

学校、教育委員会その他の関係機関との協議会を活性化し、具体的に連携を図ることにより、保護者の意識の向上等を促し、非行集団への加入阻止を推進する。

(4) 非行集団の実態や警察の取組みに関する情報の発信による地域住民の理解・協力の確保

地域住民の意識の高揚のため、非行集団の実態やそれに対する警察の取組みに関する情報を適時適切に地域社会に発信し、地域住民の理解を求めることにより、少年に対するボランティア活動への参加を得る。

また、ボランティア活動の活性化のため、地域住民とのパートナーシップの意識を持ち、ボランティアが行動を起こすために必要な情報の積極的な提供及びボランティアが主体的に成長するための基盤整備を図る。

2 推進状況

(1) 非行集団対策に係る各部門間の連携の強化

ア 非行集団対策のための部門間の連携状況

警察庁では、「暴走族取締強化期間の実施及び総合的な暴走族対策の推進

について」(平成15年4月24日警察庁丙交指発第11号)を発出し、暴走族問題は警察全体が総力を挙げて取り組むべき問題であるとの共通の認識の下、交通・少年・暴力団対策の各部門を中心に、それぞれが相互に緊密かつ有機的な連携を図りつつ、暴走行為の取締り等諸対策の推進、暴走族へのあらゆる法令を駆使した検挙・補導活動による暴走族グループの解体及び立直り支援対策の推進、暴走族に対する暴力団の影響の排除等暴走族に対する総合的な対策に取り組むべきことを指示した。

イ 暴力団が介入する暴走族等の非行集団関連事件の検挙状況

暴走族等の解体、暴走族等からの離脱及び立直り支援対策の推進等のためには、暴走族等に対する暴力団の影響力の排除が必要となる。このため、警察内の各部門が連携し、暴力団の影響下にあるグループ等について、その実態を解明し、暴力団の暴走族等への影響力を遮断すべく、あらゆる法令を駆使して暴力団員らの検挙に努めるとともに、暴走族等から暴力団への人的供給及び金銭的供給の遮断に努めた。

【事例】

暴走族グループからの脱退を申し入れた少年を監禁した上、傷害を与えた暴力団幹部等の検挙

平成15年3月、指定暴力団の支配下にある暴走族グループの構成員が、グループからの脱退を申し入れたところ、指定暴力団幹部が暴力団親交者等7名と共謀の上、当該構成員を緊縛しビル室内に13日間監禁した上、金属バット等で殴打し、全治1週間の傷害を負わせた事件について、被疑者計8名を通常逮捕した。

現在、事件に関係した被疑少年2名の処分が終了しているが、その後暴走族及び暴力団との関係は認められない。(長野県)

暴走族の後ろ盾となっていた暴力団構成員の検挙

平成15年5月、暴走族グループの後ろ盾として把握していた暴力団員について、銃器薬物対策課、非行集団対策課等の情報の共有化を図り、覚せい剤所持の情報を入手し自宅兼組事務所に対する捜索を実施した結果、覚せい剤を押収し、構成員2名を覚せい剤所持で逮捕した。

本件及び関連暴走族グループの共同危険行為等の禁止違反事件の検挙により、暴走族と暴力団との間の関係を断ち切った。(愛知県)

少年部門及び暴力団対策部門合同による暴力団への警告

北海道警察本部少年課及び暴力団対策課において、非行集団の後ろ盾となっている暴力団3団体の幹部に対し、警告を行った。(北海道)

ウ 暴力団対策法における加入強要等に対する命令発出状況

暴力団対策法第16条第1項に規定されている「少年に対する加入強要・勧誘及び脱退妨害」に係る中止命令を60件(前年比+11件)発出した。

暴力団対策法における加入強要等に対する命令発出状況

	H11	H12	H13	H14	H15
中止命令（件数）	50	47	80	49	60

【事例】

道仁会傘下組織組員による少年に対する加入強要に係る中止命令の発出

平成15年2月、道仁会傘下組織組員が、福岡県八女市の駐車場において、かねてから交友関係にあった少年に対し「おまえも組に入れ。」等と告げて、同組に加入することを勧誘した事案について、同年3月、同組員に対し中止命令を発出した。（福岡県）

(2) 非行集団及びその予備軍となる非行少年の取締りの促進

警察庁では、非行集団対策を進めるため、「非行集団等に対する実態把握等の強化について」（平成12年2月8日付け警察庁丙少発第4号等）により非行集団とその構成員の実態把握等の強化を推進しているほか、少年部門で、交通部門その他関係部門と情報の共有化を図ること等留意事項を示している。

また、平成13年2月5日に暴走族対策関係省庁会議において申合せを踏まえ、関係機関・団体と連携した暴走族離脱・加入防止対策を推進している。さらに、平成14年6月、道路交通法の改正により共同危険行為等の禁止違反の罰則を強化した。都道府県警察に対しては、暴走族の解体を目的として、全国の担当者を集めて多角的な取締りを指示した。

ア 少年の街頭犯罪等に係る検挙人員及び検挙事例

平成15年における少年の街頭犯罪等に係る検挙人員は、3万6,408人（前年比-378人）と平成12年以降ほぼ横ばい状況が継続している。街頭犯罪等の検挙人員総数に占める少年の割合は66.0%で前年比-3.4ポイントと減少している。罪種別では、ひったくりが平成13年以降減少傾向にあるものの、路上強盗が1,227人と前年に比べて200人増加し、平成に入り最高となっている。

（別添4参照）

少年の検挙人員の割合の高い罪種での検挙人員と認知件数

	少年の占める割合	少年の検挙人員の増減	認知件数の増減
オートバイ盗	95.1%	-1,981人(-15.7%)	-43,663件(-22.0%)
自動販売機荒し	75.9%	+290人(+13.4%)	-26,840件(-15.4%)
ひったくり	66.3%	-209人(-9.6%)	-6,565件(-12.4%)
路上強盗	65.8%	+200人(+19.5%)	+67件(+2.3%)
自転車盗	64.1%	+1,606人(+10.9%)	-37,531件(-7.3%)
部品盗	62.6%	-106人(-6.7%)	-7,813件(-6.1%)

【事例】

平成14年11月から平成15年5月にかけて、路上強盗・ひったくり等9件を敢行し、被害総額約100万円を強取等した中学生非行グループの少

年11名を平成15年5月から8月にかけて、補導及び逮捕した。(大阪府)

平成15年9月、オートバイで通行中の男性をねらった強盗事件が発生し、被害総額約7万円を強取した暴走族構成員の少年7名を平成15年10月から12月までに逮捕した。(警視庁)

平成15年1月から9月にかけて、約30件のひったくり、路上強盗等を敢行したカラーギャング^()構成員42名の少年を9月までに逮捕及び補導した。(埼玉県)

()カラーギャング・・・同一のシンボルカラーのシャツ等の衣類やバンダナ等によりその勢力を誇示し、粗暴な言動、凶器所持、街頭犯罪の敢行及び他グループとの抗争などを繰り返す集団をいう。

イ 不良行為少年・ぐ犯少年の補導状況

平成15年における不良行為少年の補導人員は、1,298,568人(前年比+176,335人増)となり、平成に入って最高を記録するとともに、態様別では深夜はいかいが喫煙を抜いて最も多くなった。ぐ犯少年は、1,627人(前年比-217人)となっている。

不良行為少年・ぐ犯少年の補導人員

	11年	12年	13年	14年	15年
不良行為少年(人)	1,008,362	885,775	971,881	1,122,233	1,298,568
ぐ犯少年(人)	1,557	1,887	1,811	1,844	1,627

ウ 暴走族による窃盗(乗り物盗)事件等の検挙状況

暴走族による窃盗事件の検挙人員は横ばい状態であるものの、オートバイ盗の検挙人員は減少傾向にある。

暴走族による窃盗(オートバイ盗)の検挙状況

区分 \ 年別	H11	H12	H13	H14	H15
窃盗事件検挙人員数	2,512	2,046	2,461	2,588	2,241
指数	100	81	98	103	89
暴走族の占める割合(%)	1.5	1.3	1.5	1.4	1.2
うちオートバイ盗検挙人員数	1,151	1,104	1,121	892	799
指数	100	96	97	77	69
暴走族の占める割合(%)	6.7	7.3	7.6	6.8	7.1

エ 暴走族のい集及び集団暴走状況

共同危険型暴走族^()のい集、参加人員及び参加台数は年々減少しており、特に、平成14年から15年の減少が著しい。これは、平成14年6月の共同危険行為の罰則強化、取締り強化により、暴走行為への誘因が抑止されたものと考えられる。また、各自治体において、暴走族追放条例が制定された(後述)ことも暴走族の活動の抑制に寄与したと考えられる。

()共同して二輪車や四輪車で公道を爆音暴走し、一般車両や歩行者に著しい危険や迷惑を及ぼしている暴走族
各年のい集暴走状況

区分 \ 年別	H11	H12	H13	H14	H15
い集暴走回数(回)	8,572	8,916	8,682	7,430	6,239
指数	100	104	101	87	73
参加人員(人)	220,697	202,834	210,408	184,857	136,155
指数	100	92	95	84	62
参加台数(台)	111,146	106,565	109,846	101,118	74,865
指数	100	96	99	91	67

オ 暴走族に関する110番通報状況

暴走族に関する110番通報は減少傾向にある。特に、平成15年は、前年に比べて2万3,649回減(-18.2%)と大きく減少した。

暴走族に関する110番通報状況

	11年	12年	13年	14年	15年
110番通報件数	142,788	148,570	146,042	129,808	106,159

上記ウ～オの状況から、暴走族の活動規模や非行の様相が縮小傾向にあるといえる。実際、暴走族の加入人員自体も5年前に比べて7,468人(-26%)減少している。

<参考> 暴走族追放に関する条例の制定状況

暴走族の根絶には、警察による取締りのみではなく、地方公共団体等の関係機関・団体、地元住民等が連携し、地域ぐるみで暴走族追放気運の高揚を図ることが不可欠であり、暴走族追放条例の制定により、多くの地域における暴走族問題に対する意識付けが図られている。警察としても条例を適用した取締りを継続的に行い、地方公共団体や地域住民等に対する情報提供等を行っている。

平成15年中、条例違反で9件19名を検挙した。

平成15年12月末現在 全国244自治体 20道府県54市144町26村

(うち罰則付き条例 37自治体 16道府県21市町村)

罰則規定の事例(代表例)

- ・期待族のあおり行為 19自治体
- ・道路以外の公共の場所での暴走行為 17自治体
- ・少年に対する暴走族への加入・脱退の強制等 9自治体
- ・威力を示すなどして暴走族少年から金品・役務の提供を受ける行為 5自治体

【事例】

平成15年9月、県内の県立高校において、暴走族構成員8名が、自動二輪車6台で、同校の鉄製門扉を開け校内に侵入し、玄関ロータリー付近で約5分間にわたり空ぶかしをし、爆音を立て、授業中の教職員及び生徒に対し著しい迷惑を及ぼした事案を条例違反で検挙した。(茨城県)

平成15年6月、暴走族の後ろ盾となっている暴力団関係者が、暴走族総長及び構成員に対し、事前に集団暴走に関して、「ケツ持ちは上手い

奴がやれ」、「覆面して顔を隠せ」等と申し向け18歳未満の少年を構成員とする暴走族を指導した事案を条例違反で検挙した。(静岡県)

(3) 非行集団への加入阻止、離脱対策及び立直り対策の推進

国家公安委員会では、少年非行情勢の深刻化、被害少年の増加等を踏まえ、少年警察活動の一層の適正化、充実強化を図るため、平成14年10月に少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)を制定した。また、これを受け、警察庁では、「少年警察活動推進上の留意事項について」(依命通達)(平成14年10月10日付け警察庁乙生発第4号)を発出した。これにより、少年の規範意識の向上及び立直りに資するよう少年サポートセンターや少年の居場所づくりの活動が推進されている。

ア 少年サポートセンター等における相談受理状況(平成15年)

少年サポートセンターは少年警察活動の中心的役割を担い、少年相談専門職員等により少年や保護者等に対する継続的な相談を実施している。

また、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話、ファクシミリによる相談窓口の設置に加え、フリーダイヤルの導入、インターネットによる相談窓口の設置等、少年が相談しやすい環境の整備を図っている。被害少年相談では、臨床心理学、精神医学等の高度な知識・技能や豊富な経験を有する部外の専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、その適切な助言指導を受けながら、支援活動を推進している。

相談内容 相談者	非行 問題	学校 問題	家庭 問題	交友 問題	健康 問題	犯罪 被害	家出 関係	その他	合計
少年自身	2,077	2,996	2,142	3,555	2,259	2152	508	5,102	20,791
割合	10.0%	14.4%	10.3%	17.1%	10.9%	10.4%	2.4%	24.5%	100.0%
保護者等	17,593	7,830	10,483	5,162	3,905	4,831	7,650	11,641	69,095
割合	25.5%	11.3%	15.2%	7.5%	5.7%	7.0%	11.1	16.8%	100.0%

イ 非行防止教室の開催、サポートチームの効果的な運用、教育機関と連携しての保護者の意識の啓発等による非行集団への加入阻止の推進状況

少年警察ボランティア、教育機関、児童相談所等の関係機関と連携し、非行防止教室を開催し、サポートチームの活動を推進することにより、児童生徒の規範意識の高揚、保護者の意識の啓発、学校の非行問題への対応能力の向上を図っている。

【事例】

非行防止教室用CD-Rの作製・配付

平成15年中に少年非行の多くを占める万引き、自転車盗及び落書きの防止対策として、これらが犯罪であることの意識付けと規範意識の向上に資する内容の非行防止教室用CD-R(パワーポイント)を作製し、各警察署及び区市町村教育委員会等に対して配付し、小中学校の非行防止教室を始め、学校の視聴覚教育資料として、広く活用されている。

生徒児童や教職員からは、視覚に訴える手作りの内容で分かりやすく、非行問題への理解と関心が高まったとの反響があった。(富山県)

立直りサポートチームの運用

相次ぐ少年による重大事件の発生を契機に、警察、学校、関係機関・団体が相互に連携し、非行少年の立直り支援に資するため、平成15年6月から県内に、各学校単位で「立直りサポートチーム」を立ち上げ、現在3チームが警察官、少年補導員を中心として活動している。同チームの活動として非行等の問題行動を起こした少年を学校が対象に指定し、家庭訪問、面談指導のほか、老人ホームでの介助、ゴルフ教室の開催等少年の居場所づくりのための活動を継続的に実施している。その結果、対象児童生徒の不登校の減少等少年の生活態度に変化が見られ非行事案の発生が抑えられている。(沖縄県)

企業における子育てサポートセミナーの開催

最近の少年非行の背景として、保護者とりわけ父親の子供への対応が非行を誘発している面があることから、少年サポートセンターの主催で、平成15年5月以降、県内大手企業の子育て中の従業員を対象に、「子育てサポートセミナー(1講座4回)」を開催し、少年の健全育成及び非行防止に努めた。(愛媛県)

ウ 少年警察ボランティア等と連携した、非行集団からの離脱、立直りに資する「居場所づくり」対策の推進状況

ボランティアの委嘱数の増加、若年化、多様化によりその活動を活性化するため、警察庁では、平成14年5月、都道府県警察に対して、「少年警察ボランティア活動の活性化に向けたガイドライン」を示した。都道府県警察では、これを踏まえ、少年警察活動の活性化プランを策定し、少年警察ボランティアの増員、定年制の導入、公募制の導入等を推進している。

【事例】

平成15年中に、警察本部、関係警察署、学校や関係諸機関、ボランティア等と連携して、従来から行っている落書き消し、地域清掃、少年柔剣道等のスポーツ活動に加えて、デイキャンプ等アウトドア教室、洋菓子作り、園芸教室等の実施を支援した。

平成15年中は、延べ約2,000名の少年が参加し、参加した少年の中には、本施策を通じて、将来の目標を見出し、希望する学校や企業等に進路を得るなど立直りが見られた者があったほか、参加した学校関係者も、ボランティアと連携し「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識が強まったとの反響が聞かれた。(大阪府)

少年サポートセンターにおいて、非行少年に対し、社会奉仕活動の場を提供することにより、少年の自己肯定感を高めるとともに規範意識を醸成し、その立直りと再非行防止を図るために、平成15年6月、元暴走族青少年10名による落書き消し活動を実施した。落書きは、少年らの所属した暴走族によりなされたものであり、落書き消しに参加した少年は、

周囲の励ましを受けながらの修復作業に達成感を感じるとともに周囲への迷惑を痛感し、勇気をもって離脱を誓った。(栃木県)

平成15年4月、交通指導課に「暴走族離脱支援センター」を設置した。暴走族離脱相談を受ける専用電話を設置し少年や保護者からの相談を受けるほか、離脱支援・情報提供活動を推進した。

平成15年中、少年及び保護者から21件の相談があり、全員を暴走族から離脱させている。(栃木県)

平成15年6月、暴走族の離脱サポートの一環として、将来二輪免許の取得を希望する暴走族構成員に対して、白バイ隊員による二輪車運転講習会を開催した。暴走族構成員3人とその保護者が参加し、乗車姿勢・発進停止要領・低速バランス等の基本訓練を実施したところ、受講者から「これからは迷惑をかけないようにまじめになる。」等の声が聞かれた。

また、平成15年5月、市教育委員会に開設された「暴走族加入阻止・離脱相談センター」と連携し、学校における「暴走族加入阻止教室」を開催した。(広島県)

エ 暴走族グループの規模、グループ加入（未加入）者及び少年事件の共犯率の状況

(ア) 暴走族グループの規模及びグループ加入（未加入）者の状況

共同危険型暴走族構成員は、総数、グループ加入者・未加入者、グループ加入者の占める割合すべてが減少した。また、グループの規模は10人未満が最も多く、年々小規模化が進んでいる。

グループの規模

	11年	12年	13年	14年	15年
10人未満	495	555	555	698	794
10人以上30人未満	560	534	544	573	427
30人以上50人未満	63	64	59	39	28
50人以上100人未満	14	11	9	3	2
100人以上	0	1	0	0	0
合計	1,132	1,165	1,167	1,313	1,251

グループ加入（未加入）者の状況

	11年	12年	13年	14年	15年
総数	23,704	23,399	22,703	21,178	17,704
うちグループ加入者	15,212	15,144	14,692	14,552	11,832
うちグループ未加入者	8,492	8,255	8,011	6,626	5,872

(イ) 少年事件の共犯率の状況

平成15年中の街頭犯罪における少年事件のうち少年同士の共犯率は、45.4%と、成人事件の共犯率(28.9%)に比べて非常に高いことから、街頭犯罪における少年事件については、非行集団による犯行がうかがわれるところであるが、前年に比べて2.3ポイント減少した。

少年事件の共犯率の状況（成人との共犯事件を除く）

	11年	12年	13年	14年	15年
刑 法 犯	26.1	27.1	27.7	28.5	27.2
街 頭 犯 罪	35.8	38.8	43.2	47.7	45.4
路 上 強 盗	90.3	84.0	82.4	87.4	85.5
自動販売機ねらい	58.9	59.3	69.5	83.7	82.2
自 動 車 盗	48.1	51.2	61.2	60.4	66.1
ひ っ た く り	62.7	68.3	67.4	61.2	61.8
オ ー ト バ イ 盗	39.8	43.8	48.8	52.9	53.9
車 上 ね ら い	28.9	28.5	45.1	58.9	47.6
部 品 盗	28.2	30.8	39.7	46.9	47.1
自 転 車 盗	13.3	17.1	18.4	21.4	21.5

（４）非行集団の実態や警察の取組みに関する情報の発信による地域住民の理解・協力の確保

非行集団の実態や警察の取組みに関する情報発信の状況

警察庁では、都道府県警察に対し、前出「少年警察活動推進上の留意事項について」により、家庭、地域社会において少年の健全な育成に関する共通の問題認識を醸成するため、少年の非行情勢・犯罪被害の実態や少年警察活動の状況に関する情報を積極的に発信するよう指示した。これを受け、都道府県警察では、非行集団への加入を防止するため、学校、地域と連携した非行防止教室や座談会の開催、リーフレットの配布等情報発信活動の充実強化に努めている。

【事例】

平成15年5月、県交通安全県民大会で、暴走族の現状と実態、高校生が作成した暴走族追放標語及び暴走族らの離脱等支援活動を紹介した「暴走族追放啓発リーフレット」を参加者約600人に配布した。（広島県）

平成15年5月、暴走族加入防止・離脱促進に係る取組みを推進するため、警察本部及び福岡市において、暴走族を離脱しボランティア活動を行っている団体を取り上げたポスターや暴走族の実態・暴力団との結び付き・地域社会での暴走族追放に関する取組みを紹介したリーフレットを制作し、自治体・教育機関・事業所等に配布した。（福岡県）

「暴走族の追放」テレビコマーシャルの制作

暴走族のない街づくりを実現するため、社会全体の暴走族追放意識の高揚を図ることを目的に、暴走族の悪質性にスポットを当てたテレビコマーシャルを制作・放映し、県民の暴走族追放意識の高揚と、暴走族自身に暴走行為への罪悪感を認識させることに努めた。

6月から7月までの20日間民放5社で110回放映し暴走族追放意識を高めたほか、報道各社から多数の取材申込みがあり、新聞等に掲載された。（愛知県）

少年課、交通指導課、暴力団対策課

別添 4

少年の街頭犯罪に係る検挙人員 (H6～H15) の推移

街頭犯罪検挙人員

	11年	12年	13年	14年	15年	増減数	増減率
総 数	60,634	51,209	51,987	52,979	55,150	2,171	4.1
少 年	41,314	35,682	36,700	36,786	36,408	378	1.0
少年の占める割合	68.1	69.7	70.6	69.4	66.0	3.4	-
ひ っ た く り	3,304	3,072	3,078	3,158	2,953	205	6.5
少 年	2,420	2,179	2,190	2,166	1,957	209	9.6
少年の占める割合	73.2	70.9	71.2	68.6	66.3	2.3	-
路 上 強 盗	1,609	1,645	1,658	1,631	1,865	234	14.3
少 年	1,111	1,122	1,103	1,027	1,227	200	19.5
少年の占める割合	69.0	68.2	66.5	63.0	65.8	2.8	-
車 上 ね ら い	2,892	2,933	3,027	3,322	3,491	169	5.1
少 年	704	658	663	816	776	40	4.9
少年の占める割合	24.3	22.4	21.9	24.6	22.2	2.3	-
オ ー ト バ イ 盗	17,296	15,143	14,707	13,106	11,213	1,893	14.4
少 年	16,872	14,746	14,288	12,650	10,669	1,981	15.7
少年の占める割合	97.5	97.4	97.2	96.5	95.1	1.4	-
部 品 盗	1,965	2,006	2,082	2,429	2,345	84	3.5
少 年	1,234	1,259	1,329	1,574	1,468	106	6.7
少年の占める割合	62.8	62.8	63.8	64.8	62.6	2.2	-
自 動 車 盗	5,028	4,590	4,933	4,775	4,599	176	3.7
少 年	1,658	1,531	1,691	1,680	1,542	138	8.2
少年の占める割合	33.0	33.4	34.3	35.2	33.5	1.7	-
自 転 車 盗	26,348	19,736	20,173	21,708	25,453	3,745	17.3
少 年	16,271	12,991	13,843	14,710	16,316	1,606	10.9
少年の占める割合	61.8	65.8	68.6	67.8	64.1	3.7	-
自 動 販 売 機 荒 し	2,192	2,084	2,329	2,850	3,231	381	13.4
少 年	1,044	1,196	1,593	2,163	2,453	290	13.4
少年の占める割合	47.6	57.4	68.4	75.9	75.9	0.0	-

行政課題 3 街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進

評価の対象とする政策の名称 第4 街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為の取締りの推進

1 政策の内容

(1) 街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為の検挙活動の強化

平成 15 年 9 月 1 日から施行された「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」(平成 15 年法律第 65 号)の適正かつ効果的な運用を図るとともに、軽犯罪法の凶器携帯や侵入器具携帯、銃砲刀剣類所持等取締法の刃物携帯、いわゆる迷惑防止条例違反のような街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為や街頭犯罪等に発展するおそれのある行為の検挙活動を推進する。

(2) 街頭における違反行為の指導取締り活動の推進

違法営業の看板掲出やいわゆるピンクビラの貼付・配付のような街頭において公然と行われている違法行為を放置することが、ひいては犯罪の増加につながるとの観点から、小さな違法行為であっても看過することなく適切に取り締まるため、違法営業関係機関・団体やボランティアが行うピンクビラや放置自転車の撤去、落書きの消去等の活動と連携して、これら違法行為に係る指導取締りを適切かつ効果的に推進する。

2 推進状況

(1) 街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為の検挙活動の強化

ア 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反の検挙状況

国家公安委員会・警察庁では、正当な理由のない特殊開錠用具の所持等を禁止するほか、指定建物錠の防犯性能に関する表示制度を新設し、その他特殊開錠用具等を用いて建物に侵入する行為の防止対策の推進について定めることにより、建物に侵入して行われる犯罪の防止に資するため、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案を平成 15 年通常国会に提出した(同国会で成立。平成 15 年法律第 65 号)。

警察庁では、同年 9 月 1 日から施行された同法の適正かつ効果的な運用を図るよう都道府県警察に対して指示するとともに、街頭で勤務する警察官が職務執行の現場において活用するための「侵入器具・凶器取締り必携」を作成し、現場の警察官に配付した。平成 15 年中(9 月 1 日から 12 月 31 日までの間)の特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反の検挙状況は、検挙件数 227 件、検挙人員 263 人であった。

イ 凶器携帯違反の検挙状況

平成 15 年における軽犯罪法第 1 条第 2 号(凶器携帯の禁止)違反の検挙状況は、検挙件数が 2,783 件で、前年と比較して+1,107 件(+66.1%)増加し、検挙人員は 2,692 人で、前年と比較して+1,059 人(+64.8%)増加した。

また、平成 15 年における銃砲刀剣類所持等取締法第 22 条（刃体の長さが 6 センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止）違反の検挙状況は、検挙件数が 3,970 件で、前年と比較して+629 件（+14.8 %）増加し、検挙人員は 2,664 人で、前年と比較して+448 人（+20.2 %）増加した。

平成 11 年から 15 年までの間の検挙状況

		H11	H12	H13	H14	H15
軽犯罪法	件数	1,263	1,303	1,488	1,676	2,783
第 1 条第 2 号違反	人員	1,233	1,275	1,460	1,633	2,692
銃刀法	件数	2,832	3,113	3,212	3,341	3,970
第 22 条違反	人員	1,926	2,049	2,106	2,216	2,664

包丁類（その他の刃物を含む。）を用いた主な街頭犯罪等の認知状況をみると、路上強盗、略取誘拐について増加、強制わいせつ、侵入強盗については年々増加しており、今後、更に凶器携帯違反の検挙を行うことで、これらを用いた犯罪の発生の抑止を一層促進する必要がある。

包丁類（その他の刃物を含む。）を用いた犯罪の類型別認知件数及び当該類型において包丁類を用いた犯罪の占める率の推移

	H11	H12	H13	H14	H15	増減
路上強盗（件）	241	244	362	327	345	18
包丁類を用いた犯罪の占める率%	16.1	11.8	14.4	11.3	11.7	
強制わいせつ（件）	242	316	345	349	384	35
包丁類を用いた犯罪の占める率%	4.5	4.3	3.7	3.7	3.8	
略取誘拐（件）	18	23	24	17	26	9
包丁類を用いた犯罪の占める率%	7.2	7.6	10.1	6.8	9.2	
侵入強盗（件）	882	914	1,214	1,244	1,557	313
包丁類を用いた犯罪の占める率%	53.5	51.2	52.0	51.1	54.3	

ウ 侵入器具携帯違反の検挙状況

平成 15 年における軽犯罪法第 1 条第 3 号（侵入器具携帯の禁止）違反の検挙状況は、検挙件数が 391 件で、前年と比較して+28 件（+7.7 %）増加し、検挙人員は 281 人で、前年と比較して-3 人（-1.1 %）減少した。

平成 11 ~ 15 年の検挙状況

		H11	H12	H13	H14	H15
軽犯罪法	件数	286	303	312	363	391
第 1 条第 3 号違反	人員	233	244	238	284	281

エ 特定の手口による侵入窃盗の状況

ピッキング用具を使用した侵入窃盗の認知件数については、平成 15 年は 9,351 件で、前年に比べ-9,770 件（-51.5 %）と大幅に減少した。同年 1 月から 8 月までの間の減少が対前年比-6,159 件（-45.0 %）で、9 月から 12 月ま

での間の減少が-3,611件(-66.5%)であることから、同年9月に施行された特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づく取締りの推進や、法施行に伴う広報啓発活動、防犯指導が犯罪の抑止につながったものと考えられる。

また、平成15年中のドリルを使用したサムターン回しによる侵入窃盗の認知件数については、4,366件だった。

ピッキングを使用した侵入窃盗の認知・検挙状況

	H12	H13	H14	H15	増減数	増減率
認知件数	29,211	19,568	19,121	9,351	-9,770	-51.1
検挙件数	-	-	4,736	3,299	-1,437	-30.3
検挙人員	524	380	423	244	-179	-42.3

ドリルを使用したサムターン回しによる侵入窃盗の認知・検挙状況

	H15
認知件数	4,366
検挙件数	182
検挙人員	68

オ その他の軽犯罪法違反の検挙状況、迷惑防止条例の検挙状況

警察庁では、街頭犯罪等抑止総合対策の推進に当たり、「迷惑防止条例等違反に係る検挙状況の報告について(通達)」(平成14年12月27日付け警察庁丙生企発第296号)を発出し、都道府県警察に対し、これらの行為の検挙状況の把握を求めることで、これらの行為を看過することなく適切に取り締まる意識付けを行った。

(ア) その他の軽犯罪法違反の検挙状況

平成15年度中における軽犯罪法違反(第1条第2号(凶器携帯)及び第3号(侵入器具携帯)違反を含む。)の検挙状況は、前年に比べ、検挙件数、検挙人員ともに増加した。

平成11年から15年までの間の検挙状況

		H11	H12	H13	H14	H15
軽犯罪法違反	件数	6,648	7,836	8,007	6,748	7,711
	人員	6,649	7,897	8,058	6,795	7,705

(イ) 迷惑防止条例違反の検挙状況

平成15年度中における迷惑防止条例違反の検挙状況は、前年に比べ、検挙件数、検挙人員ともに増加した。

平成11年から15年までの間の検挙状況

		H11	H12	H13	H14	H15
迷惑防止条例違反	件数	4,093	4,974	5,087	5,630	6,481
	人員	3,982	4,836	4,962	5,442	6,345

カ 道路交通法違反(旗、のぼり、鉄パイプ等携帯及び凶器等の携帯振り回し)

の検挙状況

平成 15 年中の道路交通法違反（旗、のぼり、鉄パイプ等携帯及び凶器等の携帯振り回し）の検挙状況は、旗、のぼり、鉄パイプ等携帯の検挙件数が 6 件、検挙人員が 6 人で、凶器等の携帯振り回し等の検挙件数が 17 件、検挙人員が 21 人であった。

キ 道路運送車両法に規定する登録番号標等の表示義務違反の検挙状況
登録番号標等の表示義務違反の検挙件数は、減少傾向にある。

平成 11 年から 15 年までの間の検挙件数

	H11	H12	H13	H14	H15
登録番号標等の表示義務	1,701	1,639	1,527	1,329	1,140
指数	100	96	90	78	67

(2) 街頭における違反行為の指導取締り活動の推進

ア ピンクビラ等の貼付・配布の検挙状況

平成 15 年におけるピンクビラ等の貼付・配布の検挙状況は、検挙件数が 110 件、検挙人員が 132 人であった。

ピンクビラ等の貼付・配付の検挙状況

	H15
検 挙 件 数	110
検 挙 人 員	132

イ 二輪車の無灯火及び乗車制限違反の検挙状況

二輪車の無灯火検挙件数は、平成 13 年以降の 3 年間では漸増傾向にある一方、二輪車の乗車制限違反検挙件数は減少傾向にある。

平成 11 年から 15 年までの間の検挙件数

	H11	H12	H13	H14	H15
二輪車の無灯火	1,717	1,447	1,405	1,540	1,726
指数	100	84	82	90	101
二輪車の乗車制限	125,424	102,712	92,136	76,631	59,431
指数	100	82	73	61	47

ウ 騒音運転の検挙状況

騒音運転の検挙件数は、すべて減少傾向にある。

平成 11 年から 15 年までの間の検挙件数

	H11	H12	H13	H14	H15
騒音防止装置等不良	2,557	3,065	2,347	2,269	1,730
指数	100	120	92	89	68
消音器不備	13,830	12,362	12,030	11,200	8,250
指数	100	89	87	81	60

騒音運転	1,324	779	663	562	603
指数	100	59	50	42	46

エ 整備不良車両運転の検挙状況

整備不良車両運転の検挙状況は、平成 14 年まで漸減傾向であったが、平成 15 年には、道路運送車両法の改正による不正改造車への規制強化等を踏まえ、積極的に取締りを行った結果、検挙件数が大幅に増加した。

平成 11 年から 15 年までの間の検挙件数

	H11	H12	H13	H14	H15
整備不良運転	127,012	116,213	117,125	110,459	173,705
指数	100	91	92	87	137

オ 取締り活動における関係機関、団体等との連携状況

多くの都道府県警察においては、取締りの実効性を上げるため、関係行政機関と合同して取締りを実行している。

【事例】

関係機関・団体と連携したピンクビラ等有害広告物除去活動の実施

福井警察署では、平成 15 年 2 月、警察、行政機関、民間企業・団体等の関係 16 機関・団体から合計 200 名が参加して、管内の電柱等に貼り付けられたピンクチラシや金融チラシ等有害広告物を一斉除去した。
(福井県)

運輸局、自動車整備振興会等との共同による不正改造車両の取締りの実施

車両の不正改造への罰則を強化する改正道路運送車両法が施行されたことに伴い、九州運輸局佐賀運輸支局、佐賀自動車整備振興会、佐賀軽自動車検査協会等と共同して、着色フィルム貼付、消音器改造、幅広タイヤ装着を重点に取締りを実施している。(佐賀県)

3 政策所管課

生活安全企画課、交通指導課

行政課題 3 街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進

評価の対象とする政策の名称 第5 犯罪類型に応じた防犯対策の推進

1 政策の内容

(1) ひったくり対策

ひったくりの発生が急増していることから、発生状況やその手口について具体的な広報に努めるとともに、関係団体等と連携して防犯対策を推進する。

(2) 自動車盗対策

イモビライザー()等を備えた盗難防止性能の高い自動車の普及、自動車の使用者に対する防犯指導及び広報啓発、盗難自動車の不正輸出防止対策等を推進する。

() イモビライザーとは、現在、盗難防止に最も有効とされる電子式移動ロック装置であり、エンジンキーに埋め込まれている送信機のIDコードと車体本体内の電子制御装置にあらかじめ登録されたIDコードが一致しなければエンジンが始動しない仕組みとなっている。

(3) 子どもを犯罪から守るための対策

子どもに対する凶悪事犯や略取誘拐事案が多発したことを受け、その再発を防止するため、子どもを犯罪から守るための対策を強化推進する。

(4) 駐車場を対象とした防犯対策

駐車場における犯罪の発生が多発していることから、駐車場に係る防犯基準の普及を強化するとともに、駐車場管理者に対する防犯指導を推進する。

(5) 屋外設置の自動販売機を対象とした防犯対策

屋外に設置された自動販売機内の現金をねらった窃盗を防止するため、自動販売機の設置業者等の組織化などにより、屋外設置の自動販売機を対象として、厳重な見回りや現金の早期回収の徹底、自動販売機本体への盗難防止設備の設置要請など防犯対策を推進する。

(6) ATM 機等を対象とした防犯対策

建設機械やその搬送車両を窃取し、それを使用して ATM 機等を破壊して現金を窃取する事件が発生していることから、金融機関及び建設機械所有者等に対する防犯指導を行い、ATM 機等の防犯対策を推進するとともに、建設機械やその搬送車両の盗難防止対策を推進する。

(7) スーパー防犯灯等の整備

犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進するため、街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)及び子ども緊急通報装置の整備・活用を推進する。

(8) 盗品流通防止対策

古物商等管理者講習等の実施により、不正品申告義務等古物営業法上の各種義務の履行を徹底させ、盗品の流通防止を図る。

(9) 住宅等に対する侵入犯罪の防止対策

住宅等に対する侵入犯罪の防止のため、防犯設備等の普及を推進するととも

に、関係機関・団体との連携の強化を図る。

(10) 深夜スーパーマーケット・コンビニエンスストアを対象とした防犯対策

深夜スーパーマーケット・コンビニエンスストアをねらった強盗事件が多発していることから、深夜スーパーマーケット・コンビニエンスストアにおける防犯対策を推進する。

(11) タクシー強盗対策

タクシー乗務員を対象とした強盗事件が急増していることから、タクシー乗務員に対する防犯指導などのソフト面と防犯設備の充実などのハード面の対策を推進し、タクシー対象強盗事件の抑止を図る。

(12) 自転車及び二輪車に対する防犯対策

自転車及び二輪車の防犯登録の普及等を推進し、自転車盗やオートバイ盗等の抑止を図る。

2 推進状況

(1) ひったくり対策

警察庁では、多発するひったくりの犯罪実態を踏まえ、「ひったくり被害を防止するための指導啓発の推進について（通達）」（平成15年10月23日付け警察庁丁生企発第340号）を発出し、被害防止の指導啓発のための重点事項として、バッグの携行の方法、通行する道路の選び方、通行中の警戒、被害に遭ったときの措置の4点と、普及に当たっての留意事項を示した。

都道府県警察においては、これを踏まえ、犯罪実態に応じた個別の指導啓発に努めた結果、平成3年以降、12年連続増加していた認知件数が、平成15年は-6,565件（-12.4%）と大幅に減少した。

【事例】

ひったくり手口ビデオの府下全戸回覧

（社）大阪府防犯協会連合会、大阪市等と連携して、ひったくり等街頭犯罪の被害防止を図るため、平成15年2月、防犯啓発ビデオを作製し、警察署から防犯協会や自治体等を通じて府下全戸回覧を実施した。（大阪府）

ひったくり被害防止広報CD、MDを制作

平成15年5月、ひったくりの被害防止を呼び掛けるCD、MD各60枚を制作し、パトロールカーや防犯広報車で再生しながら広報活動を行っているほか、各種キャンペーン等で活用するなど県下全域で広報活動を展開している。（宮城県）

自転車防犯協会との地域安全協定の締結

ひったくり被害の半数以上が自転車の前かごに入れたものに係る被害にである現状にかんがみ、平成15年7月、埼玉県自転車防犯協会と地域安全協定を締結し、自転車購入者等に対しひったくり被害防止等の防犯指導を行うことにより、被害の未然防止を図っている。（埼玉県）

(2) 自動車盗対策

警察庁では、関係省庁・民間団体からなる「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」において、「自動車盗難等防止行動計画」に基づく取組みを推進中である。都道府県警察においても、これを踏まえ、地域自動車盗難等防止協議会（44 都道府県で設置）等において埠頭の管理強化やイモビライザーの普及促進に努めている。

平成 15 年中の自動車盗については、被害額が 300 万円以上の車両は、前年に比べて、-1,559 件（-17.5 %）と大幅に減少しているが、被害額が 200 万円未満の車両は、前年に比べて、+2,492 件（+4.8 %）と増加している。

これはイモビライザーの標準装備が進んでいる高級車の被害が減少し、イモビライザー非装備車種の被害が増加していることによると考えられる。

イモビライザー装着車種の状況

	H15（2月時点）	H16（3月時点）
装着車種	67 車種	113 車種

被害額別認知状況

	H11	H12	H13	H14	H15
認知件数	43,092	56,205	63,275	62,673	64,223
200万円未満 (割合)	27,671 64.2 %	34,284 61.0%	40,405 63.9%	42,089 67.2%	44,538 69.3%
200～300万円未満 (割合)	5,657 13.1	8,311 14.8	9,563 15.1	9,693 15.5	9,736 15.2
300万円以上 (割合)	9,107 21.1	12,447 22.1	11,499 18.2	8,932 14.3	7,373 11.5
被害なし・被害額認定困難	657	1,163	1,808	1,959	2,576

【事例】

埠頭管理防犯対策協議会

盗難自動車等の早期発見と被害回復を図り、不正輸出を未然に防止するために、平成 15 年 10 月、11 の関係機関・団体により埠頭管理防犯対策協議会を設立し、埠頭の管理・監視体制の強化、埠頭における盗難防止等防犯体制の強化、緊密な連携と適切な情報交換、広報啓発活動を推進している。（沖縄県）

(3) 子どもを犯罪から守る対策

警察庁では、子どもが被害者となった殺人、誘拐等凶悪犯罪の発生など、子どもを取り巻く環境が一段と厳しい状況となったことから、「子どもを犯罪から守るための対策の一層の推進について」（平成 15 年 7 月 18 日付け警察庁丁生企発第 202 号、丁少発第 110 号）を発出し、関係機関との連携や自主防犯活動の促進等を指示した。さらに、「子どもの所在不明事案等の適切

な対応について」(平成15年10月3日付け警察庁丁生企発第314号ほか)、「子どもの略取誘拐事案を防止するための指導啓発の推進について」(平成15年12月1日付け丁生企発第393号ほか)を発出し、略取誘拐事案への適切な対応と被害防止のための指導啓発を指示した。

平成15年3月には、子ども防犯テキスト「みんなで気をつけようね」を作成し、全国すべての警察署(1,269署)及び小学校(23,808校)に配付するとともに、全国47か所のモデル地区に、329基の子ども緊急通報装置()を設置した。

しかし、平成15年中の未成年の略取誘拐被害者は、217人(+12人)と増加し、特に6歳から12歳までが109人(+27人)と著しく増加しており、更なる抑止対策が必要である。

【事例】

「子ども110番の家()」の周知と避難訓練の実施

「子ども110番の家」のマップを作成するなど、児童・生徒に対する「子ども110番の家」の周知と避難訓練の実施を行っていたところ、平成15年11月、女子児童が下校途中に自転車の男に声をかけられるなど危険を感じたことから、あらかじめ教えられていた「子ども110番の家」に逃げ込み難を逃れた。(新潟県)

() 「子ども110番の家」とは、子どもへのつきまとい、声かけ等不安を抱かせる事案が発生した際に、避難してきた子どもを保護し、警察への連絡を行う役割を果たすことを事前に引き受けた民家、商店等のことをいう。

小学校への不審者侵入を想定した避難訓練

平成15年5月、小学校において授業中校庭への不審者の侵入を想定した避難訓練を実施し、警察への通報、窓・玄関への施錠、避難誘導等の教職員の対応要領等の向上を図った。(青森県)

() 「子ども緊急通報装置」とは、緊急通報ボタンを押すと赤色灯と非常ベルが作動するとともに、通報者の画像と音声が管轄の警察署に送信され、警察職員と通話が可能となる装置のことをいう。

(4) 駐車場を対象とした防犯対策

ア 駐車(輪)場における刑法犯認知件数

平成15年中の駐車(輪)場における刑法犯認知件数は88万1,333件で、前年と比べて-3万5,967件(-4.1%)減少したが、全刑法犯認知件数に占める駐車(輪)場における犯罪の発生は、依然として高い割合(31.6%)を占めている。

平成11年から15年までの間の認知件数

	H11	H12	H13	H14	H15
刑法犯総数	2,165,626	2,443,470	2,735,61	2,853,739	2,790,136
駐車(輪)場における認知件数	629,631	752,718	909,015	917,300	881,333
全体に占める割合	29.1%	30.8%	33.2%	32.1%	31.6%

イ 駐車場を対象とした防犯対策の実施状況

駐車場の防犯対策については、「安全・安心まちづくりの推進について」（平成 12 年 2 月 24 日付け警察庁丙生企発第 47 号）に定められている駐車場の見通しの確保や照明設備に関する防犯基準に基づいて取り組んできたところであるが、駐車場を対象とした防犯対策が犯罪発生を抑止する上で重要であることから、警察庁においては、「駐車場を対象とする防犯対策の推進について」（平成 15 年 4 月 18 日付け警察庁丁生企発第 114 号）を発出した。これにより、都道府県警察においては、駐車場における防犯設備の整備の推進、駐車場の利用者に対する啓発等に取り組んでいる。

【事例】

遊技場組合による駐車場への防犯ビデオ設置助成

ぱちんこ店対象の強盗事件の発生を受け、平成 15 年 4 月、ぱちんこ店経営者・管理者による緊急防犯対策会議を開催し、駐車場等への防犯カメラの設置等を働きかけるなどした結果、高崎遊技場組合においては、同組合加盟の全 48 店舗に対し、駐車場等に防犯カメラを設置するための補助金を支出することとなり、全 48 店舗の駐車場に防犯カメラが設置された。（群馬県）

熊本県駐車場防犯協力会の設立

平成 15 年 10 月、駐車場を所有・管理する機関・団体に働きかけ、犯罪を発生させない駐車場環境・設備対策の推進等を目的とした防犯協力会を設立した。（熊本県）

駐車場設置者等との警察署単位連絡会議の開催

自動車関連犯罪が多発している 4 警察署において、駐車場設置者、管理者等による警察署単位での連絡会議を開催し、防犯設備士の協力を得て、防犯設備の設置促進を強く働きかけたところ、防犯カメラ、防犯灯、センサーライト等の防犯設備の設置が促進された。（京都府）

複数被害駐車場の抽出による集中的防犯指導

京都府警察本部犯罪情勢分析室による平成 14 年 10 月からの半年間の自動車関連犯罪（自動車盗、車上ねらい、部品盗）の分析結果に基づき、複数被害発生 730 駐車場を抽出して、ぱちんこ店、大規模飲食店、大型スーパー等を中心に防犯カメラ等防犯設備の設置について防犯指導を実施したところ、平成 15 年中、320 駐車場において、防犯カメラ 502 台、防犯灯 403 基が設置された。（京都府）

駐車場を対象とした警ら・警戒活動の強化及び管理者対策の実施

平成 15 年 1 月に県内の路外駐車場

- ・ 一般駐車場 6,602 か所
- ・ 100 円パーキング 873 か所

について、監視員の配置状況、機械警備の有無、出入りゲートの有無、防犯カメラの設置状況等を調査し、調査結果に基づき、各署で管理者対策を実施している。（福岡県）

(5) 屋外設置の自動販売機を対象とした防犯対策

ア 自動販売機荒しの認知件数

平成 15 年中の自動販売機荒しの認知件数は 14 万 7,878 件で、前年と比較して、-2 万 6,840 件 (-15.4 %) 減少したが、道路上の認知件数は、20,898 件で、前年に比べて+3,727 件増加した。これは、店舗・会社・事務所における管理体制を強化した結果、これらの場所での認知件数が大幅に減少し、管理権の及びにくい道路上の自動販売機に犯行の対象が移行したものと考えられる。

平成 11 年から 15 年までの間の認知件数

	H11	H12	H13	H14	H15
認知件数	222,328	190,490	170,470	174,718	147,878
うち道路上	26,299	21,892	17,778	17,171	20,898
割合	(11.8 %)	(11.5 %)	(10.4 %)	(9.8 %)	(14.1 %)

イ 屋外の自動販売機を対象とした防犯対策の実施状況

【事例】

簡易防犯ブザーを活用した自動販売機荒し防止対策の推進

多発する自動販売機荒らしの防犯対策として、平成 15 年 1 月から、自動販売機に簡易防犯ブザーの配布、取付け、発生が多い主要幹線道路沿いの店舗に対する被害防止啓発リーフレットの配布等を実施しているが、平成 15 年 1 月及び 2 月は増加傾向にあった認知件数が 3 月以降減少傾向となった。(奈良県)

自動販売機設置業者等による「自動販売機荒し防止対策会議」等の開催

急増する自動販売機荒しを抑止するため、平成 15 年中、それぞれ自動販売機設置業者等による「自動販売機荒し防止対策会議」を開催し、自動販売機の堅牢化、監視の強化、自動販売機の設置場所に応じた防犯措置等について要請をしている。

京都府下の計画対象地域における平成 15 年中の自動販売機荒しの認知件数は、前年に比べて、-86 件 (-40.6 %) と減少し、対象地域外においても、-582 件 (-18.5 %) と減少した。(愛知県、京都府、徳島県等)

自動販売機荒し被害防止表示板の掲示

大垣署では、自動販売機荒しは外国人による犯行が多いことから、自動販売機の設置店舗に 4 か国語 (日本語、ポルトガル語、中国語、英語) による「自動販売機被害防止表示板 (現金、釣銭回収済み)」を掲示するとともに、夜間における現金及び釣銭の回収を依頼したところ、平成 15 年末現在、対象地域内の自動販売機 612 台中、被害に遭ったものは表示板設置箇所 221 台中 6 台 (2.7 %)、表示のないもので 391 台中 80 台 (20.5 %) であった。(岐阜県)

(6) ATM 機等を対象とした防犯対策

ア 建設機械等を使用して ATM 機等を破壊して行う窃盗事件の発生状況

平成 15 年中の ATM 機等を対象とした窃盗事件は 125 件発生し、前年と比較して-215 件減少した。そのうち、建設機械を使用した窃盗事件は 44 件発生し、前年と比較して-13 件減少した。

建設機械等を使用して ATM 機等を破壊して行う窃盗事件の認知状況

	H13	H14	H15
被害総件数	250	340	125
建設機械等使用	9	57	44

イ ATM 機等の防犯対策の実施状況

警察庁では、平成 15 年 1 月、建設機械等を使用した ATM 機等対象窃盗事件の急増に伴い、金融機関等の関係団体等に対し、都道府県警察における ATM 機等設置場所の実態把握のため資料提供するよう協力を要請した。

また、同年 7 月には、関係省庁及び関係業界団体から成る「現金自動預支払機等防犯対策会議」により「単体で設置される現金自動預支払機（ATM 機）等の防犯基準」を策定し、関係機関・団体に対して、この基準を参考とした自主防犯対策を強化するよう要請した。

これを受け、都道府県警察でも、金融機関、機械警備業者等に対して指導を行っている。

また、警察庁では、都道府県警察に対し、「建設機械等を使用した ATM 機を対象とする窃盗事件の防止対策について」（平成 14 年 11 月 28 日付け警察庁丁生企発第 241 号）を発出し、建設機械の保管場所の防犯対策、建設機械及び建留設機械の搬送車両の盗難防止対策を指示した。

【事例】

機械警備業者との連絡会議の開催

建設機械等を使用した ATM 機等を対象とした窃盗事件の未然防止及び発生時における適切な通報連絡体制を確保するため、平成 15 年 2 月、機械警備業者との連絡会議を開催した。

平成 15 年中の ATM 機等を破壊して行う窃盗事件の認知件数は、前年に比べて-17 件（-54.8%）と減少したものの、建設機械等を使用して ATM 機等を破壊して行う窃盗事件の認知件数は、前年と比べて+7 件（+350.0%）と増加した。（北海道）

ATM 機等を破壊する窃盗事件対策として、県独自で開発した警報装置を設置

業者との意見交換等を図りながら、ソーラーシステムを利用した電源により、ショックセンサースイッチで建物破壊行為等を直ちに感知し、サイレンを吹鳴させる方式の警報装置を開発し、屋外設置の ATM 機コーナーに取り付けた。平成 15 年中の ATM 機等を破壊して行う窃盗事件の認知件数は、前年に比べて-3 件と減少した。一方で、平成 15 年中の建設機械等を使用して ATM 機等を破壊して行う窃盗事件の認知件数は、前年と変

ならず3件であった。(茨城県)

ウ 建設機械の盗難対策の実施状況

警察庁では、平成14年11月、建設業界及び建設機械リース業界に対し、建設機械の保管場所の防犯対策、建設機械及び建設機械の搬送車両の盗難防止対策についての要請を行うとともに、イに前記した通達において、建設機械の盗難対策についても都道府県警察に指示を行った。

また、平成14年10月から「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」にオブザーバー参加している社団法人日本建設機械工業会と警察庁、経済産業省、国土交通省等との間で協議を重ね、平成15年3月、同会が「盗難防止要求基準」を策定した。

【事例】

建設機械の盗難防止対策会議の開催

平成15年2月に窃取した建設機械を用いてATM機を破壊する窃盗未遂事件が発生したことから、同月、建設機械を取り扱う関係団体と

- ・ 建設機械及び建設機械の搬送車両の保守管理
- ・ セキュリティシステムの導入
- ・ 盗難被害にあった際の警察への早期通報

等について緊急の会議を開催した。(愛知県)

(7) スーパー防犯灯等の整備

スーパー防犯灯については、平成11年以降、関係省庁による「歩いて暮らせる街づくり」モデルプロジェクトの一環として、全国20モデル地区から、子どもに対する声かけ事案、その他地域住民等の体感治安に影響を強く及ぼす路上における事件等、地区内の道路、公園の利用状況と周辺環境、地域の受け入れ度等を勘案して10地区を選定し、平成13年度予算でそれぞれの地区の道路1路線に18基、公園1箇所に1基、10地区で合計190基のスーパー防犯灯をモデル事業として整備し、平成14年4月から運用を開始しており、10地区のうち1地区において増減がなく、5地区において刑法犯認知件数が減少している。

また、平成14年度予算において国土交通省と連携の上、「安全・安心モデル街区」の整備事業の一環として、全国10地区の共同住宅を選定し、それぞれの共同住宅の敷地内道路、児童公園等に5基、10地区で合計50基のスーパー防犯灯を整備し、平成15年4月から運用を開始しており、10地区のうち2地区において増減がなく、8地区において刑法犯認知件数が減少している。

このほか、警視庁、京都府、大阪府、山口県、香川県等5都府県警察が独自に予算措置を行い、スーパー防犯灯を設置している。これらを含め、平成16年4月現在、全国で34地区437基のスーパー防犯灯が設置されている。

子ども緊急通報装置については、子どもが被害者となった強制わいせつ、暴行、傷害等の犯罪が増加している状況を踏まえ、通学路、児童公園等において

子どもが犯罪被害に遭いにくい環境を創出するため、「子どもを守る緊急支援対策事業」の一環として、文部科学省及び都道府県教育委員会と協議の上、各都道府県ごとに1通学区をモデル通学区として指定し、各通学区の中で児童等が犯罪被害に遭いやすい通学路、児童公園等に7基(全国329基)を設置し、平成15年4月までに運用を開始した。

(8) 盗品流通防止対策

ア 古物商等管理者講習の実施による古物営業法上の義務の認識の徹底

古物商は盗品等の不正品の処分先として利用される可能性が高いことから、盗品等の売買防止と速やかな発見等を図るため、警察庁は、平成15年7月、「古物商等管理者講習の手引き」を作成するとともに、最近の犯罪情勢を踏まえ、自動車や二輪車以外の区分の古物を取り扱う古物商についても古物商等管理者講習の実施を推進し、盗品の流通防止と被害回復を図るよう都道府県警察に指示した。

都道府県警察では、管理者に対する講習の実施を推進し、講師を派遣するなどして積極的な協力を行い、古物商等に課せられた不正品申告等の義務について認識の徹底を図った。

【事例】

古物商は、平成15年9月、被疑者が同店に対して売却したゲーム機及びゲームソフト(被害額38万7,602円相当)が、平素から盗難被害品について情報交換を行っている他の古物商から被害品として連絡を受けていた品物と同種のもので、ビニールカバーがあるなどといった点において、同じ特徴を有していたことから不審に思い警察に対して不正品の申告をした結果、同ゲーム機等を売却した被疑者は窃盗で検挙された。

イ インターネット・オークションにおける盗品売買の防止対策

国家公安委員会・警察庁は、平成14年、古物の取引における高度情報通信ネットワークの利用の拡大等にかんがみ、古物競りあわせん業に関し、営業の禁止、届出、申告その他の遵守事項及び業務の実施の方法の認定に関する規定を新設するとともに、ホームページを利用して取引を行う古物商の遵守事項及び古物商が買受け等の相手方を確認するための措置について規定を整備すること等を内容とする古物営業法の一部を改正する法律案を国会に提出した。同法は、平成14年の臨時国会で可決成立し、平成15年9月から施行された。

インターネット・オークションにおける盗品等の処分件数の推移

	H12	H13	H14
処分件数	203	188	473

(9) 住宅等に対する侵入犯罪の防止対策

ア 防犯設備等の普及に向けた取組み

住宅等に対する侵入犯罪の防止対策については、「侵入手口を踏まえた侵

入窃盗等の未然防止対策の推進について」(平成 14 年 9 月 11 日付け警察庁丙生企発第 51 号)等により取り組んでいるところ、平成 14 年 11 月より、関係省庁及び建物部品関連の民間団体から成る「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、平成 15 年度中に官民合同会議が行った防犯性能試験結果に基づいて、実際の犯罪手口を踏まえた攻撃方法に対して窃盗犯の侵入を 5 分間以上防ぐ性能を有する製品を防犯性能の高い製品とし、平成 16 年 4 月、防犯性能の高い建物部品と認めた製品の目録である「防犯性能の高い建物部品目録」を作成・公表した。

また、平成 15 年全国地域安全運動においては、関係機関・団体と連携し、「住宅を対象とする侵入犯罪の防止」を全国重点に定め、建物錠の開錠の実演、ガラスの破壊実験など参加・体験・実践型の防犯診断等を実施し、地域住民による防犯性能の高い建物部品への交換等自主防犯行動の促進を図った。

イ 関係機関・団体との連携状況

警察庁では、「地域安全活動の推進に当たっての留意事項について」(平成 14 年 11 月 20 日付け警察庁丁生企発第 235 号)により推進してきたところであるが、防犯設備士その他防犯設備関係者等との協力体制の確保について努めるよう指示した。

防犯設備関係団体が設立されている都道府県数

平成 15 年において防犯設備関係団体が設立されている都道府県数は、防犯設備士だけの団体について 2 県、防犯設備士及び防犯設備業者等からなる団体について 1 県増加した。

	H14	H15
防犯設備士だけの団体	6 府県	8 府県
防犯設備士及び防犯設備業者等からなる団体	13 都府県	14 都府県

平成 15 年 5 月 31 日及び 6 月 1 日に、警察庁、経済産業省、国土交通省のほか民間関係団体が後援・協賛し、日本ロック工業会及び日本ロックセキュリティ協同組合が主催する「2003 ロックセキュリティ・フェア 東京」が開催され、防犯機器・金具やドア・ガラス・サッシ等の住宅関連機器の展示等が行われた。展示会には 33 社が出展し、2 日間で合計約 4,000 名が来場した。

また、警察庁では、平成 15 年 6 月、住宅侵入犯罪を予防するための留意点を簡潔にまとめた「住宅防犯ガイド」を作成し、都道府県警察が関係団体と連携して地域住民の自主防犯行動に活用できるよう配付した。

都道府県警察では、関係機関・団体に働きかけるなどして、住民の防犯意識の向上や住宅の防犯設備の強化を図っている。

【事例】

市営住宅の玄関の鍵を交換

鯖江署では、平成 14 年から同署管内で相次いで発生している殺人事件、

強盗事件等凶悪犯罪から市民を守るため、具体的な防犯対策を鯖江市とともに検討していたところ、鯖江市において、市営住宅の玄関錠をピッキング被害に強い錠へ交換することを決定し、平成 15 年 3 月から鉄筋 3 階建て以上の市営住宅全世帯（411 世帯）の玄関錠の取替えを実施した。（福井県）

防犯対策に関する補助金制度の制定

江南署では、住宅対象の侵入盗対策として、自治体に対し、住宅の玄関錠等防犯設備の交換・取付けに対して補助金を交付する制度について積極的に働きかけを行った結果、大口町において、平成 15 年 4 月 1 日から、「大口町防犯対策補助金制度」が実施されるに至った。（愛知県）

マンション安全情報ネットワークの構築

平成 15 年 6 月、マンション管理会社等 41 社（平成 15 年 12 月現在、1,562 棟、7 万 2,000 戸）から成る「マンション安全情報ネットワーク」を構築し、警察本部において作成した犯罪情報（チラシ）を、Eメール又は F A X により送信し、これを受理した管理会社等が管理するマンションの掲示板に掲示するなどして居住者への広報に当たっている。（広島県）

沖縄県空き巣防止対策連絡協議会の設立

多発する空き巣ねらい対策として、平成 15 年 10 月、建築関連機関・団体、鍵取扱事業者、板硝子組合、警備業協会、自治会長等による「沖縄県空き巣防止対策連絡協議会」を設立し、県民に対する防犯意識の高揚のための広報啓発、建物の防犯器具・設備の普及促進について関係機関・団体等との連携を図っている。（沖縄県）

アパート、マンション等の防犯点検

緊急地域雇用創出特別基金事業として、防犯協会を通じ共同住宅等の防犯点検員 8 名を雇用し、平成 14 年 10 月から平成 15 年 3 月までの間、高知市内のアパート、マンション等共同住宅の防犯点検を実施した。（高知県）

兵庫県防犯設備協会による防犯対策ガイドの作成

兵庫県防犯設備協会では、侵入犯罪の発生状況、具体的な防犯対策に関する情報を提供し、地域住民の自主防犯行動を促進し、侵入犯罪の防止を図るため、平成 15 年 10 月、兵庫県防犯協会、兵庫県警察と連携し、防犯対策ガイドを作成し、配布している。（兵庫県）

(10) 深夜スーパーマーケット・コンビニエンスストアを対象とした防犯対策

ア 深夜スーパーマーケット・コンビニエンスストアにおける強盗認知件数

平成 15 年中の深夜スーパーマーケット・コンビニエンスストアを対象とした強盗事件は 742 件発生し、前年と比較して+274 件（58.5%）増加した。

平成 11 年から 15 年までの間の認知件数

	H11	H12	H13	H14	H15

認知件数	340	394	527	468	742
------	-----	-----	-----	-----	-----

イ 深夜スーパーマーケット・コンビニエンスストアにおける防犯対策の実施状況

警察庁では、平成 15 年 12 月、「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」を策定し、防犯責任者、現金管理、店舗の構造、防犯設備等に関する防犯基準を定めるとともに、関係機関・団体に対して、この基準に沿った自主防犯活動を強化するよう要請した。

また、基準の策定を受け、都道府県警察においては、店舗の防犯責任者と連携を密にして防犯対策について指導を行い、夜間の立寄り、警ら・警戒活動を強化し、防犯訓練を実施するなどして防犯対策を推進している。

【事例】

コンビニエンスストア事業者に対する要請文の発出

平成 15 年 1 月からコンビニエンスストアにおいて、9 件の強盗、14 件の自動車盗、34 件の車上ねらいが発生したことから、同年 5 月にコンビニエンスストア事業者に対し、

- ・ 防犯体制の強化
- ・ 現金管理の適正化
- ・ 防犯に配慮した店舗構造
- ・ 防犯設備の整備
- ・ 防犯カメラの設置促進

等、「強盗事件等に対する防犯対策について」の要請文を発出した。（群馬県）

店外防犯カメラと電光掲示板の設置

コンビニエンスストアを対象とした強盗事件の検挙を機に、平成 15 年 1 月、コンビニエンスストアの管理者に対する防犯対策を推進した結果、県内のあるコンビニエンスストアチェーンの系列店全 59 店舗に犯罪抑止のための店外防犯カメラと電光掲示板が設置された。（愛媛県）

(11) タクシー強盗対策

警察庁では、平成 15 年 11 月、国土交通省、タクシー業界団体等の参加を得て、タクシー強盗に対する防犯対策全般について協議・検討を行うための「タクシー強盗防犯対策会議」を開催した。平成 16 年 3 月には、各営業所等ごとに防犯責任者を指定すること、乗務員の心構えや危険を感じたときの対応、防犯設備についての留意事項等を示した「タクシーの防犯基準」を策定し、都道府県警察に対して、「タクシーの防犯基準の策定について」（平成 16 年 3 月 30 日付け警察庁丙生企発第 20 号、丙地発第 9 号）を発出した。

タクシー対象強盗事件の発生状況

平成 15 年中のタクシー対象強盗事件の認知件数は、前年に比べて、+58 件（+34.5 %）増加しており、また、認知件数中の既遂事件の割合につい

ても、前年に比べて3.1ポイント増加した。

	H14	H15
認知件数	168	226
うち既遂	153	213
うち未遂	15	12
既遂の割合	91.1 %	94.2 %

(12) 自転車及び二輪車を対象とした防犯対策

警察庁では、防犯登録の普及等のほか、放置自転車の撤去活動の一層の促進による自転車盗の抑止を図るため、「市町村に対する自転車に関する資料提供の迅速・効率化について」(平成15年9月5日付け警察庁丁生企発第284号、情管発第344号)を発出するなど、市町村との連携を強化する取り組みを推進している。都道府県警察においても、各関係機関・民間事業者と連携した自転車盗抑止対策を推進している。

また、警察庁では、二輪車に係る犯罪の予防や二輪車のユーザーに対する防犯意識の高揚等を図るため、グッドライダー・防犯登録制度を実施しており、「グッドライダー・防犯登録制度の普及の推進について」(平成14年8月7日付け警察庁丁生企発第122号ほか)を発出するなど、その普及を推進している。都道府県警察においては、グッドライダー・防犯登録制度を活用した二輪車を対象とした防犯対策を実施している。

自転車鍵掛けモニタ

福島署において、高校及び中学校15校の生徒1,500人を鍵掛けモニタに委嘱し、ワイヤ錠を配布して、自転車盗の抑止と防犯意識の高揚を図った。(福島県)

緊急雇用創出特別基金事業を活用しての駐輪場等防犯監視員の配置

平成14年6月から15年3月までの間及び平成15年5月から同年9月までの間、緊急雇用創出特別基金事業として、「駐輪場等防犯対策事業」を警備業者へ業務委託し、「駐輪場等防犯監視員」20人により、自転車盗及びオートバイ盗多発5署(中村・千種・一宮・岡崎・豊橋署)の主要駅(名古屋・本山・一宮駅等)周辺の駐輪場及びその付近一帯の警戒を実施した。(愛知県)

緊急雇用創出特別基金事業を活用しての駐輪場等巡回指導員制度の実施

平成14年1月から15年3月まで、緊急雇用創出特別基金事業として、「駐輪場等巡回指導員制度事業」を警備業者へ業務委託し、警備員8人により、自転車盗及びオートバイ盗多発4署(金沢中・東・西・松任署)管内の駐輪場等の利用者に対する鍵掛け等の防犯指導を実施した。(石川県)

自転車・オートバイ盗難防止モデル校の指定

平成14年11月、高等学校を「自転車盗難防止推進モデル校」に指定して高校生が自転車の「防犯登録の励行」と「二重ロックの励行」を実践して

他に模範を示すことにより、市民全体に盗難防止運動を広めている。

平成15年5月からは、県下全警察署で「自転車・オートバイ盗難防止モデル校制度」を実施し、警察署ごとに、自転車・オートバイ通学生の多い中学校、高等学校を1校以上指定している。(宮崎県)

<参考指標>

安全・安心なまちづくり条例の制定状況

平成16年3月末現在、兵庫県、大阪府、広島県、滋賀県、茨城県、東京都等15都府県において、安全・安心まちづくりに関する条例が制定されており、その他の県においても制定に向けて取り組んでいるところである。

安全・安心なまちづくり条例には、犯罪被害に遭いにくい安全で安心なまちづくりの促進を目的とし、自治体、事業者及び住民の責務、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場、共同住宅の普及等の内容が規定されている。

3 政策所管課

生活安全企画課、捜査第一課